

本宮市第2次男女共同参画基本計画



福島県本宮市
令和元年6月

はじめに

現在、少子高齢化の一層の進展や人口減少時代の到来、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化しています。このような中、持続可能なまちづくりを進めていくためには、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。



本市では、平成21年に「本宮市男女共同参画基本計画」を策定し、その後、東日本大震災を始めとした災害の教訓を踏まえ、平成26年に復興や防災における男女共同参画の推進を図るための改定を行いました。

第2次となる本計画は、平成31年3月に策定しました「本宮市第2次総合計画」に掲げる将来像「『笑顔』あふれる『人』と『地域』が輝くまちもとみや」、そして基本目標の一つである「人を育み 地域を創る 未来へ夢ふくらむまち」の実現に向け、男女共同参画のさらなる推進を図るとともに、女性の職業生活における活躍や、少子化に対応するための次代を担う子供の健全育成などに向けた内容を盛り込みながら、すべての市民がお互いを尊重し、活躍の場や機会が与えられる社会の実現を求める内容となっています。

今後、目まぐるしく変化する社会環境に対応していくためにも、多様な人材が様々な分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが「行動・実践」することが必要となります。そして、誰もが生涯を通じて心と体の健康を保ち、安心して暮らせるまちづくりにつなげてまいりますので、多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、多くの時間を費やしてご審議いただきました本宮市男女共同参画審議会の委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和元年6月

本宮市長 たか高 まつ松 ぎ義 ぎょう行

本宮市第2次男女共同参画基本計画目次

■ 第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画改定の背景	1
	(1) 国・県の近年の動き	1
	(2) 本宮市の動き	2
■ 第2章	男女共同参画に関わる本市の現状	4
1	人口・世帯に関する状況	4
	(1) 人口の推移	4
	(2) 世帯の推移	7
2	就業に関する状況	7
■ 第3章	計画の基本的な考え方	10
1	計画の目的	10
2	計画の位置付け	10
	(1) 法令との関係	10
	(2) 世帯の推移	10
3	計画の期間	11
4	計画の基本理念	11
5	計画の基本目標	13
6	計画の体系	14
■ 第4章	施策の展開	16
1	基本目標Ⅰ 男女共同参画の理解促進と教育・学習の充実	18
	施策の柱1 男女共同参画の理解促進	18
	施策の柱2 国際的取組みとの協調	19
2	基本目標Ⅱ 人権尊重と暴力のない社会づくり	20
	施策の柱1 人権尊重の意識づくり	24
	施策の柱2 男女間のあらゆる暴力の根絶	24
3	基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の実現	26

施策の柱1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の推進	30
施策の柱2	働く場における男女共同参画の推進	31
施策の柱3	防災分野における男女共同参画の推進	32
4	基本目標Ⅳ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり	33
施策の柱1	心と体の健康支援	35
施策の柱2	生活の安定に向けた福祉対策の推進	36
■ 第5章	計画の推進	37
1	実施計画の作成と取組み	37
2	計画の進行管理	37
■ 参考資料		38
1	用語解説（本文中に下線※印のある用語）	38
2	計画策定の経緯	40
3	本宮市男女共同参画審議会委員名簿	40
4	諮問・答申	41
5	関係法令	42

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国・県の近年の動き

◆「女性活躍推進法」の制定

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる社会を実現するために、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」が、平成27年9月に施行されました。

この「女性活躍推進法」では、事業主の責務として、職業生活と家庭生活との両立ができるような雇用環境の整備、その他女性活躍推進に関する取組みを実施することが求められています。また、市町村においては、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務とされました。

◆「次世代育成支援対策推進法」の延長・改正

我が国の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、「次世代育成支援対策推進法」が平成26年4月に10年間延長・改正されました。

◆「配偶者暴力防止法」の改正

ドメスティック・バイオレンス(DV)※をはじめとする配偶者等からの暴力の状況に的確に対応するため、「配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)」が改正され、平成26年1月に施行されました。

これにより、被害者の対象範囲が拡大され、これまでの事実上の婚姻関係にある者に加え、生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けた者も含められることになりました。

◆「ストーカー規制法」の改正

近年のストーカー行為※等の実情を踏まえ、「ストーカー規制法(ストーカー行為※等の規制等に関する法律)」が改正され、平成25年10月に施行されました。

これにより、婦人相談所等は、ストーカー行為※などの被害者に対する支援等に努めなければならないことが明記されました。

◆ 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs

2015年9月、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」が採択されました。2030アジェンダでは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」が掲げられました。

SDGsでは、ジェンダー(生物学的性差と区別した社会的、文化的に作られる性差)平等と女性のエンパワーメントが貧困や飢餓を撲滅し、すべての女性及び女性の能力強化を行うことを目標の一つに掲げています。

女性が持つ力を最大限発揮できるようにすることは、社会全体に活力をもたらし、成長を支える上で不可欠であり、国では「女性が輝く社会」の実現に向け、国際社会との協力を進めています。



◆ 国、県の男女共同参画基本計画の改定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が、平成27年12月に閣議決定されました。

この計画では、「男女共同参画社会として目指すべき方向性を3つの政策領域に体系化すること」、「『男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍』を計画全体にわたる横断的視点に位置付けすること」が、それぞれ主な改正内容として挙げられています。

また、県においても、上記の動向を踏まえ、平成 29 年 3 月に「ふくしま男女共同参画プラン(平成28年度改定)」が策定されました。男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会であり、少子高齢化の進展や人口減少、また社会経済情勢の変化に対応していく上でも、その実現が重要な課題となっています。

(2)本宮市の動き

本市では、平成 19 年 1 月の町村合併時に制定した「本宮市男女共同参画推進条例」の規定に基づき、平成 21 年 12 月に男女共同参画に関する施策を総合的、かつ、計画的に進めるための基本的な計画として、「本宮市男女共同参画基本計画」を策定しました。

そして、東日本大震災及び原発事故による災害の教訓を踏まえ、復興・防災における男女共同参画を推進するため、平成 26 年 3 月に一部改定した、「本宮市男女共同参画基本計画(平成 25 年度改定)」(以下、「平成 25 年度計画」という。)においてもその基本方針を継続し施策を展開してきましたが、この、「平成 25 年度計画」が平成 30 年度において計画期間が満了となります。

また、平成 31 年度から 10 年間の計画期間となる「本宮市第2次総合計画^{*}」が策定され、その中で市の将来像として「笑顔あふれる人と地域が輝くまち もとみや」を掲げ、市の発展と市民の相互の融和、そして市民が生きがいの持てるまちづくりを目指すこととしています。

この「総合計画」では、3つの基本目標の一つに「人を育み、地域を創る 未来へ夢ふくらむまち」と定め、男女共同参画社会の形成をその施策の一つとして位置づけ、進めていくこととしています。

これらの状況を踏まえ、男女共同参画を継続的に推進するとともに、女性活躍推進をより効果的に進めるため、本市では「本宮市第2次男女共同参画基本計画」(以下「本計画」という。)を策定します。



第2章 男女共同参画に関わる本市の現状

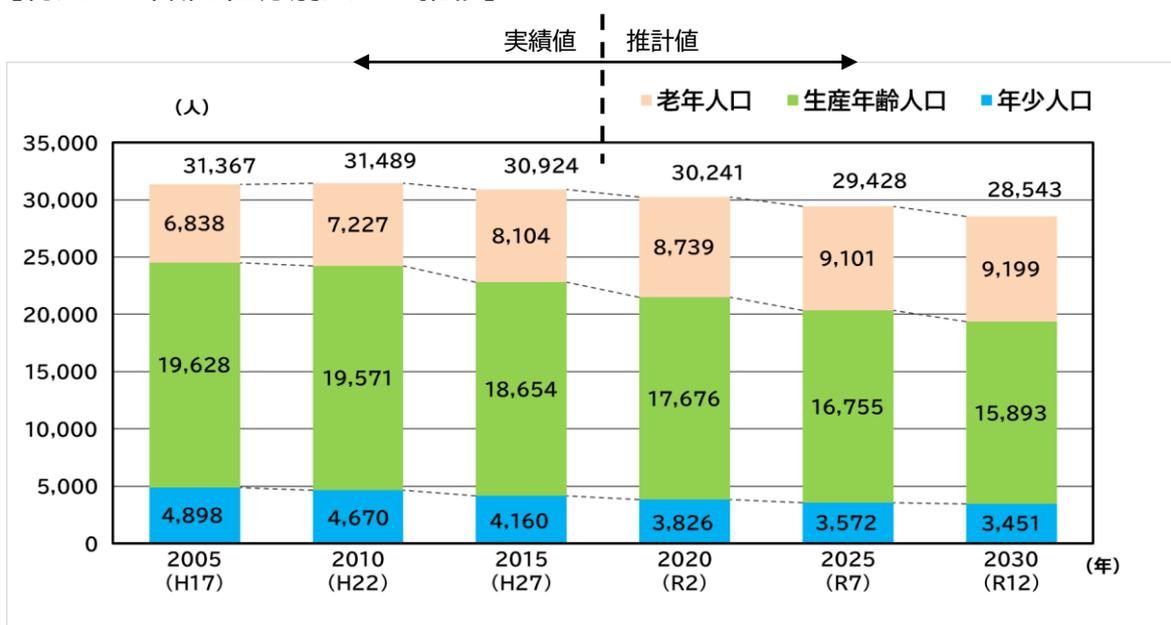
1 人口・世帯に関する状況

(1)人口の推移

本市の人口は、減少傾向で推移しており、平成27年は30,924人となっており、今後も減少が進むと推計されています。年齢3区分別人口を見ると、男女とも65歳以上の老年人口割合が増加する一方で15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の構成比は減少しており、将来的にも高齢化が進む推計となっています。

平成30年の高齢化率は26.7%となっており、年々上昇傾向にあります。

【総人口・年齢3区分別人口の推移】



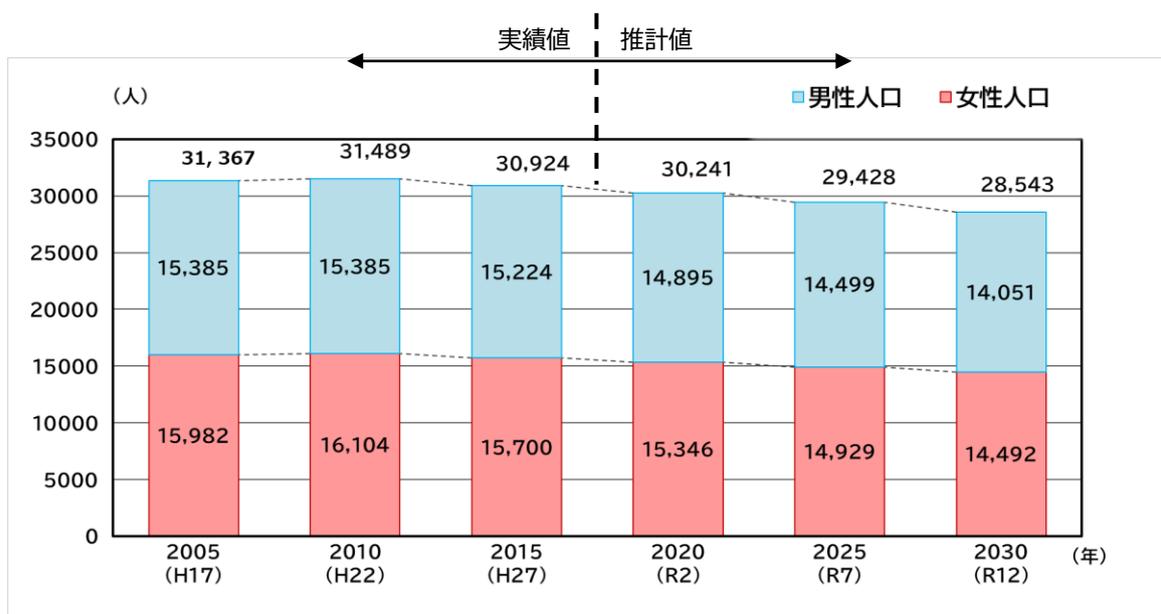
	実績値			推計値		
	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)
総人口	31,367	31,489	30,924	30,241	29,428	28,543
老年人口 (65歳以上)	6,838 (21.8%)	7,227 (23.0%)	8,104 (26.2%)	8,739 (28.9%)	9,101 (30.9%)	9,199 (32.2%)
生産年齢人口 (15～64歳)	19,628 (62.6%)	19,571 (62.2%)	18,654 (60.3%)	17,676 (58.5%)	16,755 (56.9%)	15,893 (55.7%)
年少人口 (0～14歳)	4,898 (15.6%)	4,670 (14.8%)	4,160 (13.5%)	3,826 (12.7%)	3,572 (12.1%)	3,451 (12.1%)

※2015年以前は、国勢調査の実績値とした。

※2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計手法を参考に、市が独自に算出した。

※総人口には、2005年に3人、2010年に21人、2015年に6人の年齢不詳を含む。

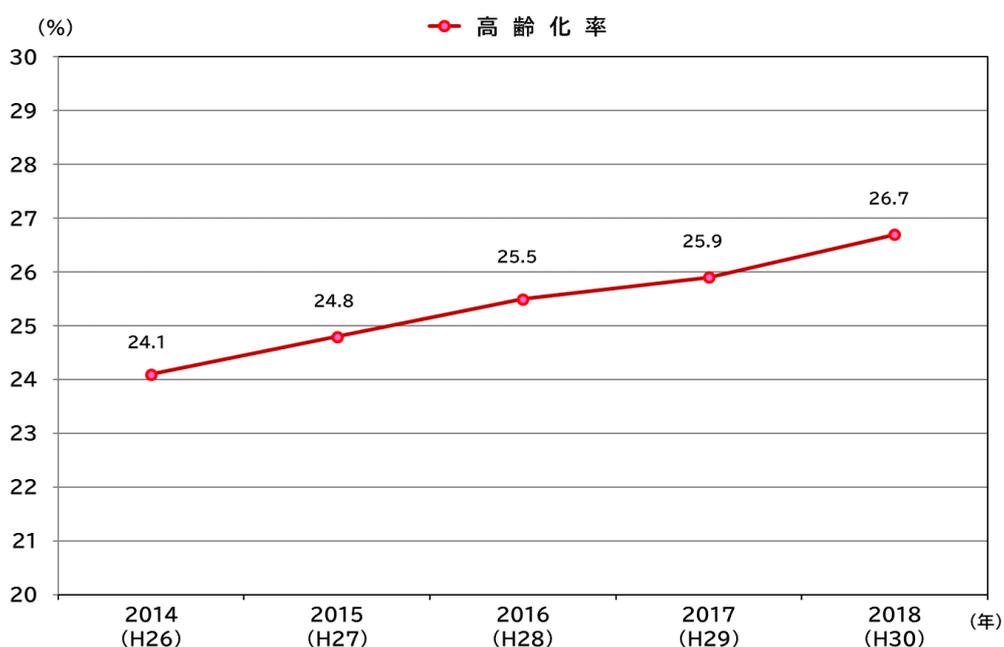
【男性・女性人口の推移】



	実績値			推計値		
	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)
総人口	31,367	31,489	30,924	30,241	29,428	28,543
男性人口	15,385 (49.0%)	15,385 (48.9%)	15,224 (49.2%)	14,895 (49.3%)	14,499 (49.3%)	14,051 (49.2%)
女性人口	15,982 (51.0%)	16,104 (51.1%)	15,700 (50.8%)	15,346 (50.7%)	14,929 (50.7%)	14,492 (50.8%)

資料：2015 国勢調査、本宮市独自推計

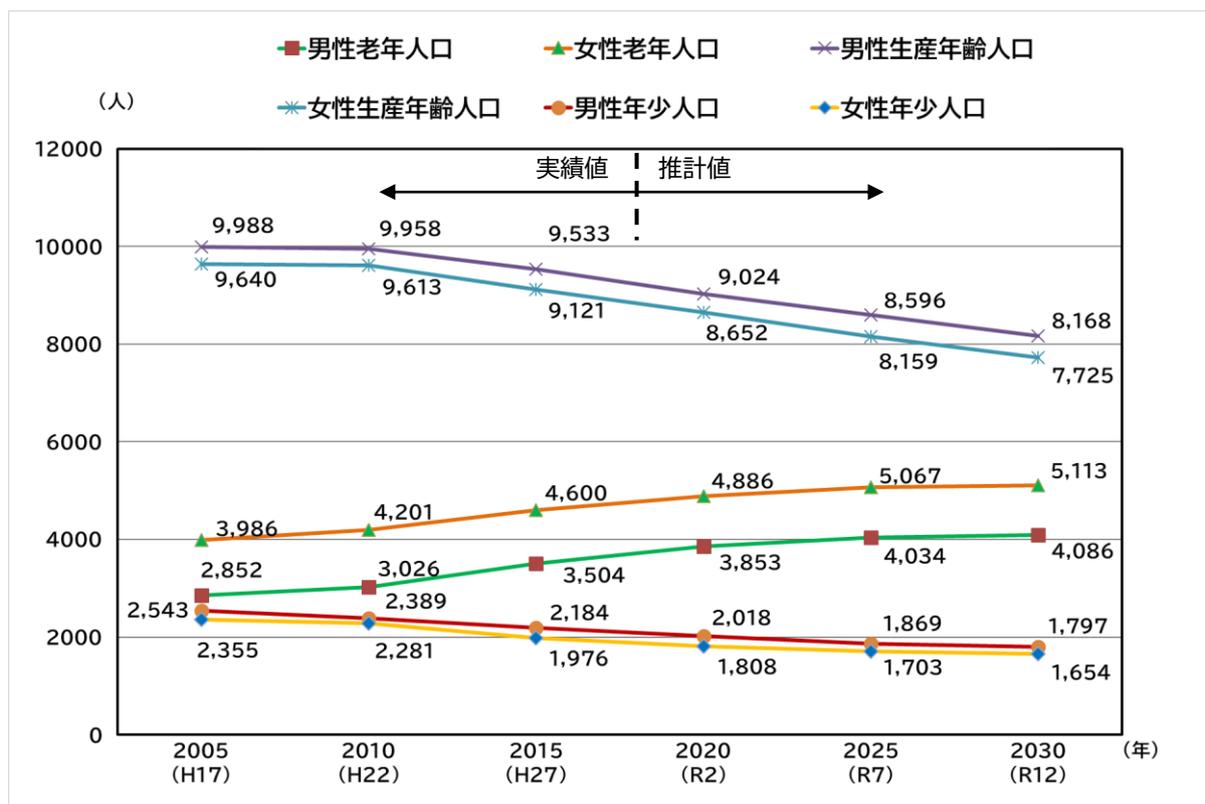
【高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

第2章 男女共同参画に関わる本市の現状

【男女別年齢3区分別人口の推移】



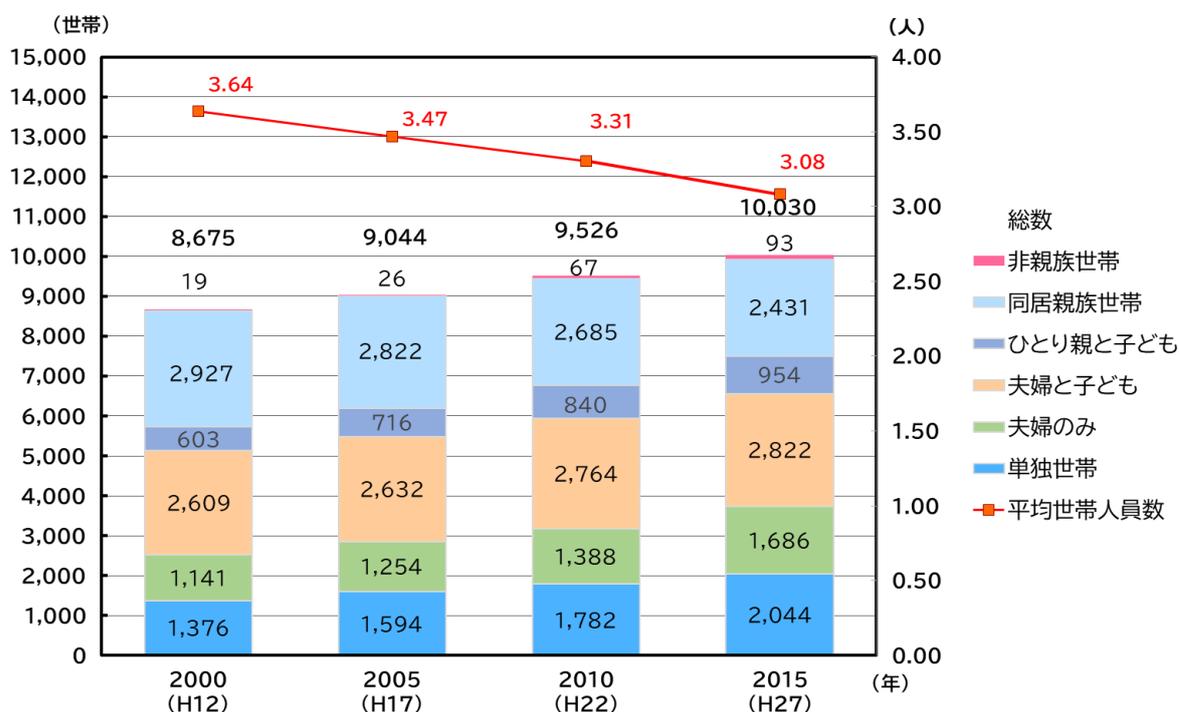
	実績値			推計値		
	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)
男性人口	15,385	15,385	15,224	14,895	14,499	14,051
男性老年人口 (65歳以上)	2,852 (18.5%)	3,026 (19.7%)	3,504 (23.0%)	3,853 (25.9%)	4,034 (27.8%)	4,086 (29.1%)
男性生産年齢人口 (15~64歳)	9,988 (64.9%)	9,958 (64.7%)	9,533 (62.6%)	9,024 (60.6%)	8,596 (59.3%)	8,168 (58.1%)
男性年少人口 (0~14歳)	2,543 (16.5%)	2,389 (15.5%)	2,184 (14.3%)	2,018 (13.5%)	1,869 (12.9%)	1,797 (12.8%)
女性人口	15,982	16,104	15,700	15,346	14,929	14,492
女性老年人口 (65歳以上)	3,986 (24.9%)	4,201 (26.1%)	4,600 (29.3%)	4,886 (31.8%)	5,067 (33.9%)	5,113 (35.3%)
女性生産年齢人口 (15~64歳)	9,640 (60.3%)	9,613 (59.7%)	9,121 (58.1%)	8,652 (56.4%)	8,159 (54.7%)	7,725 (53.3%)
女性年少人口 (0~14歳)	2,355 (14.7%)	2,281 (14.2%)	1,976 (12.6%)	1,808 (11.8%)	1,703 (11.4%)	1,654 (11.4%)

資料: 2015 国勢調査、本宮市独自推計

(2)世帯の推移

本市では、人口推移が減少傾向の一方で世帯数の増加は続いており、平成 27 年では 10,030 世帯となっています。世帯当たりの人員(世帯人員)について見ると、世帯数の増加と人口の減少が相まって平均世帯人員数は年々減少しており、平成 27 年は 3.08 人となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



資料: 2015 国勢調査

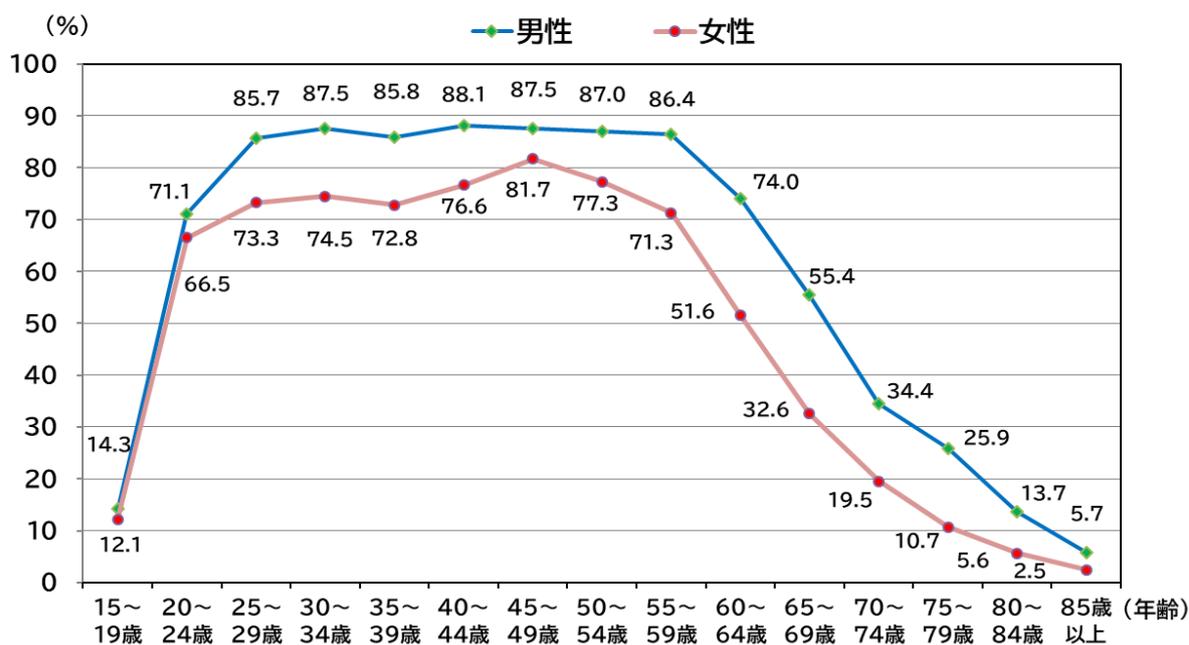
2 就業に関する状況

平成 27 年の本市の女性の就労状況は、25 歳からの就業率を見ると 70%以上の就業率となっており、結婚から出産、子育ての時期においても就労している女性が多いことが推測されます。

また、男女別の就業率について平成 17 年と平成 27 年の比較をみると、男性は 60 歳から 69 歳において約 8%上昇しており、女性にあっては 55 歳から 64 歳において 10%以上上昇しています。これは、国の働き方改革における定年延長制度及び再雇用制度を取り入れる企業の増加が主な要因と推測されます。

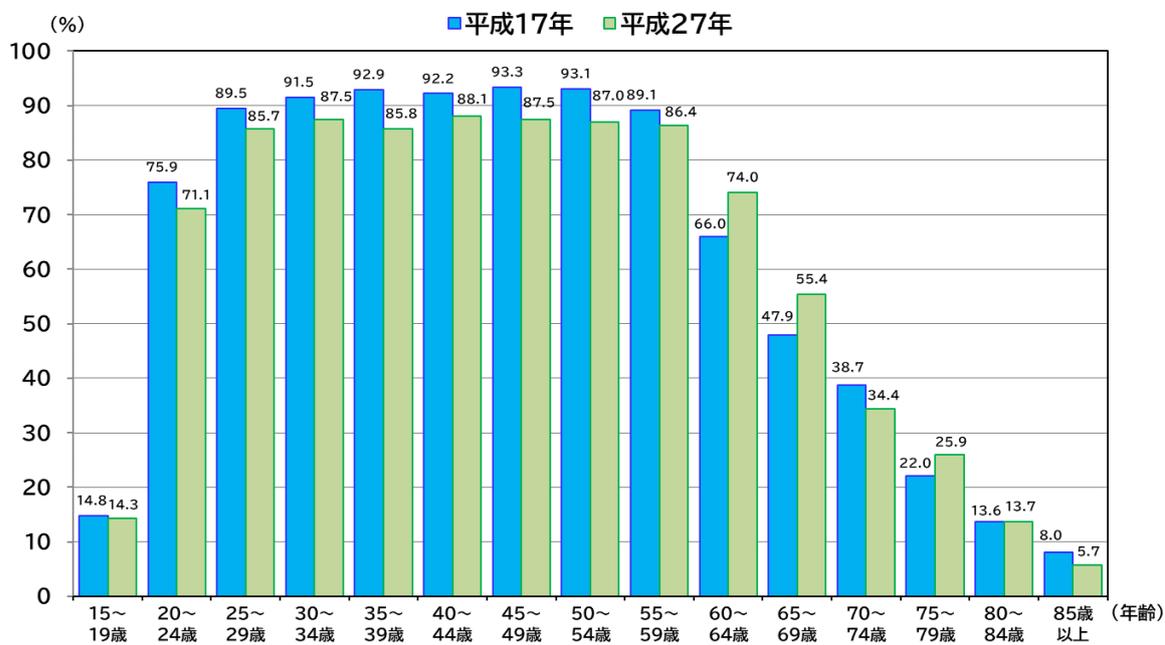
第2章 男女共同参画に関わる本市の現状

【男女別・年代別就業率(平成27年)】



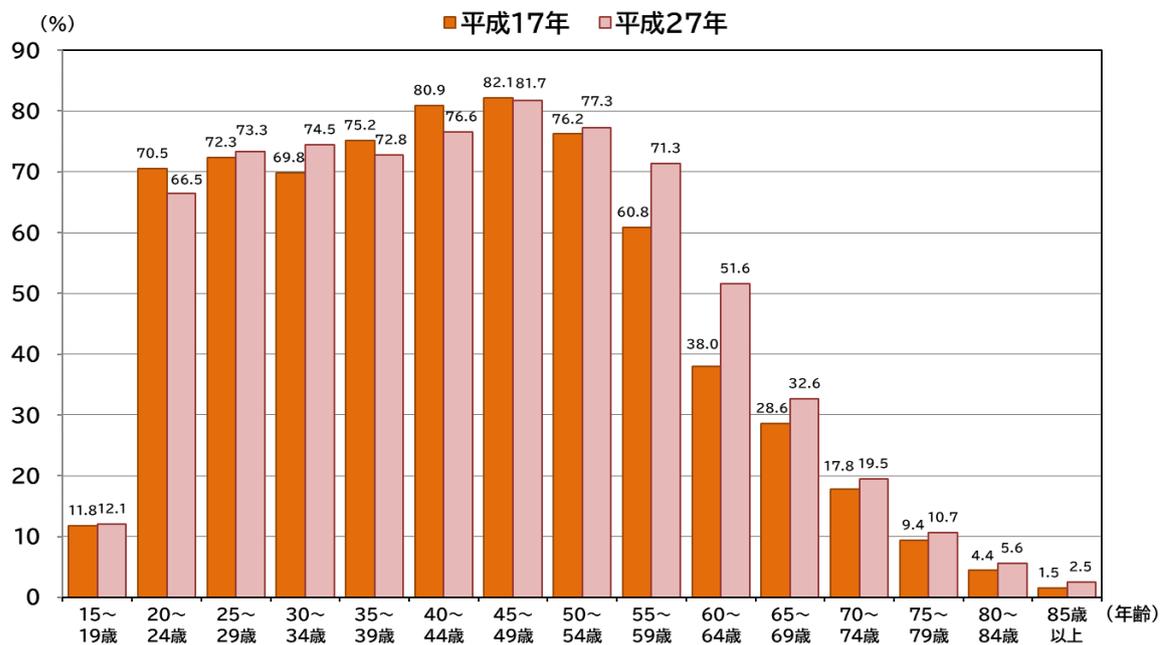
資料:2015 国勢調査

【男性の年代別就業率(平成17年・平成27年)】



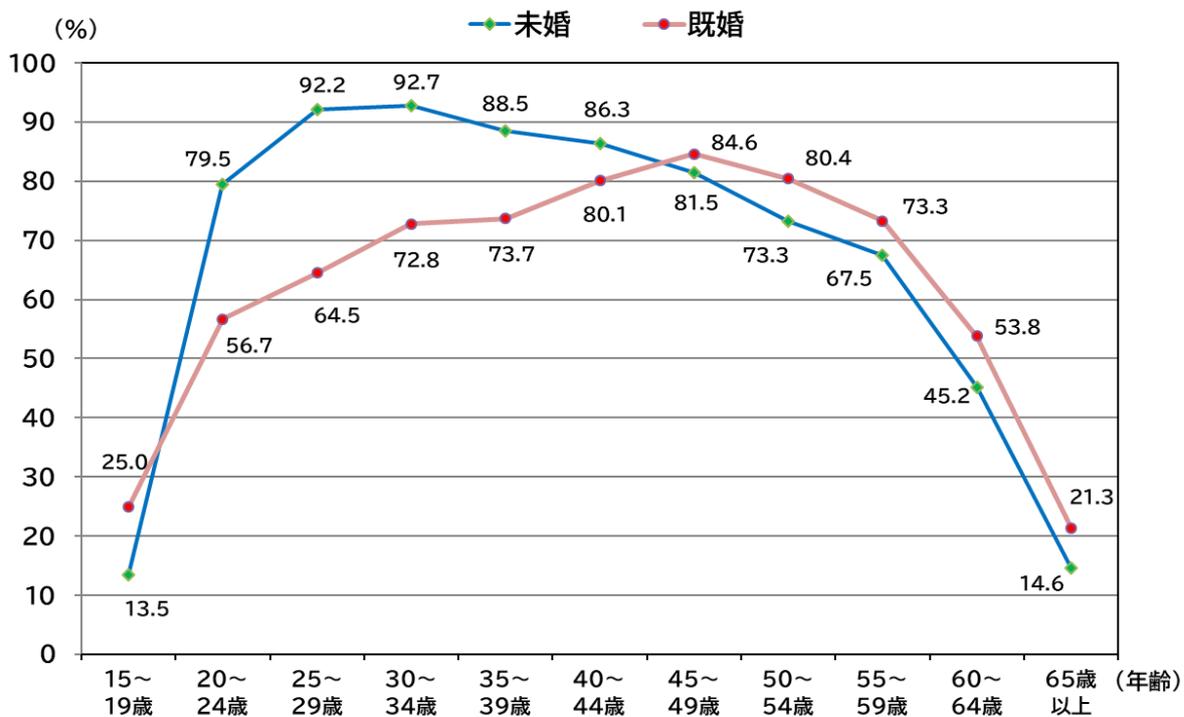
資料:2005・2015 国勢調査

【女性の年代別就業率(平成17年・平成27年)】



資料:2005・2015 国勢調査

【女性の年代別・婚姻形態別労働力率(平成27年)】



資料:2015 国勢調査

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「本宮市男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けられることができ、かつ、共に責任を担うこと」と定義しております。

市、市民、及び事業者が協力し、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進することを本計画の目的とします。

2 計画の位置付け

(1)法令との関係

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画基本計画」及び本宮市男女共同参画推進条例第10条第1項に規定する「基本計画」として策定するものです。

また、本計画の「基本目標Ⅱ 人権尊重と暴力のない社会づくり」は、「配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律)」第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(配偶者暴力防止基本計画)」に位置付けます。

さらに、本計画の「基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の実現」は、「女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)」第6条第2項に規定する「女性活躍の推進計画」に位置付けます。

(2)総合計画との関係

本計画は、「本宮市第2次総合計画[※]」の部門別計画と位置づけ、「男女共同参画の推進」に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するための基本指針となるものです。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間とします。
ただし、計画期間中の国や県をはじめ社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行います。

4 計画の基本理念

本市では、平成21年に「本宮市男女共同参画基本計画」を策定して以降、平成25年の改定を行いながら男女共同参画に関する取組みを進めてきました。本計画では、男女共同参画の次の段階を見据え、基本目標及び取組みを見直しますが、「本宮市男女共同参画推進条例」が謳う次の8つの基本理念についてこれを継承していきます。

基本理念1 男女の人権尊重

男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的役割分担意識※に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

基本理念3 政策等の立案及び決定における共同参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

基本理念4 家庭生活における活動と社会的活動の両立

家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。

基本理念5 男女が共同で子育てに参画できる環境づくり

子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組みが推進されること。

基本理念6 あらゆる教育の場における男女共同参画の理解の取り組み

学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組みが推進されること。

基本理念7 男女の性の理解と生涯にわたる健康への配慮

男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

基本理念8 国際的な取組みと協調した男女共同参画の推進

国際社会の動向に留意し、国際的な取組みと協調して推進されること。

5 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現のため、「本宮市男女共同参画基本計画」では、基本理念に基づき、次の4つの基本目標を定め、それぞれの目標ごとに施策の方向を明らかにし、取組みを進めることとします。

基本目標Ⅰ

男女共同参画の理解促進と教育・学習の充実

基本目標Ⅱ

人権尊重と暴力のない社会づくり

基本目標Ⅲ

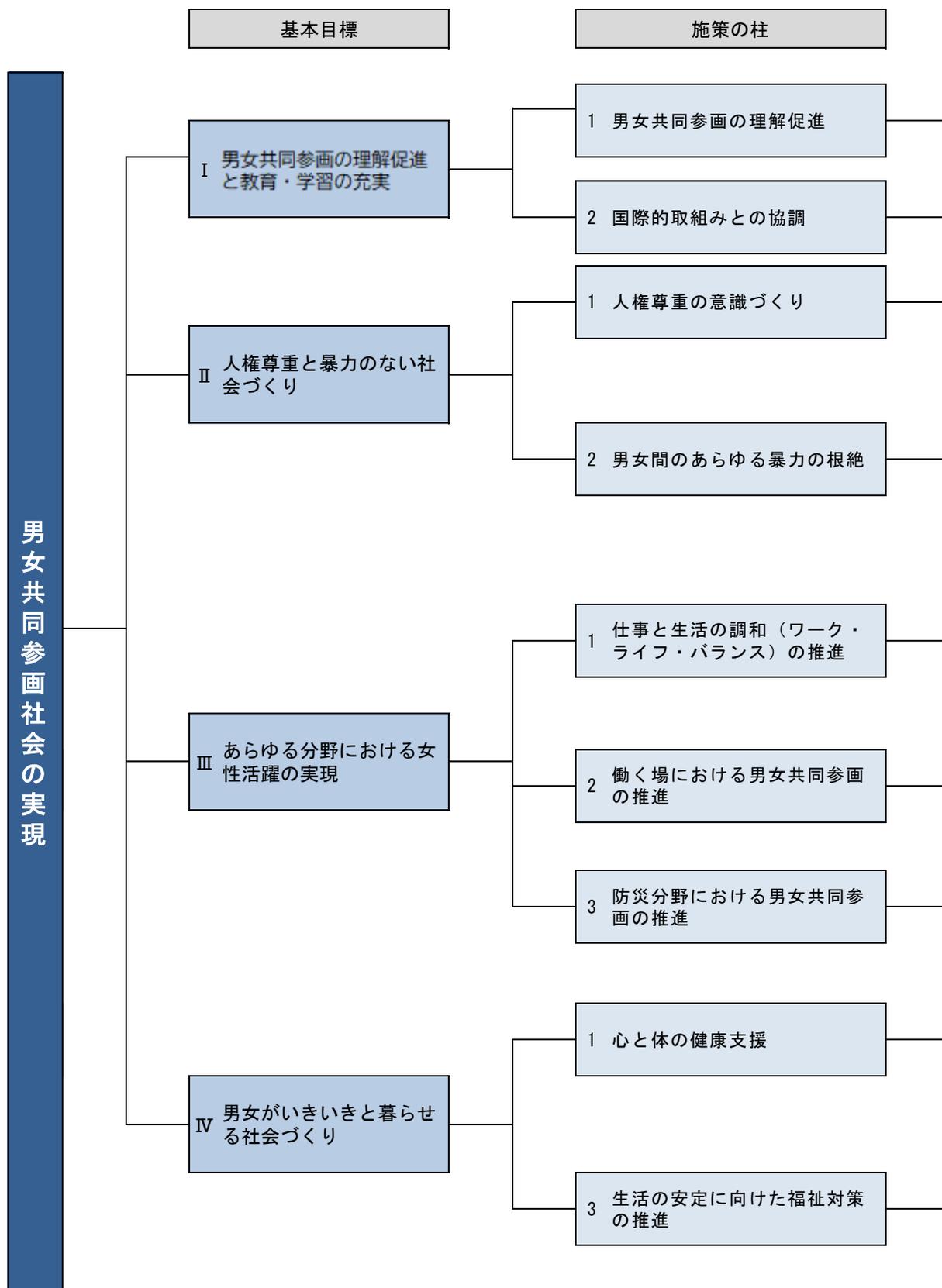
あらゆる分野における女性活躍の実現

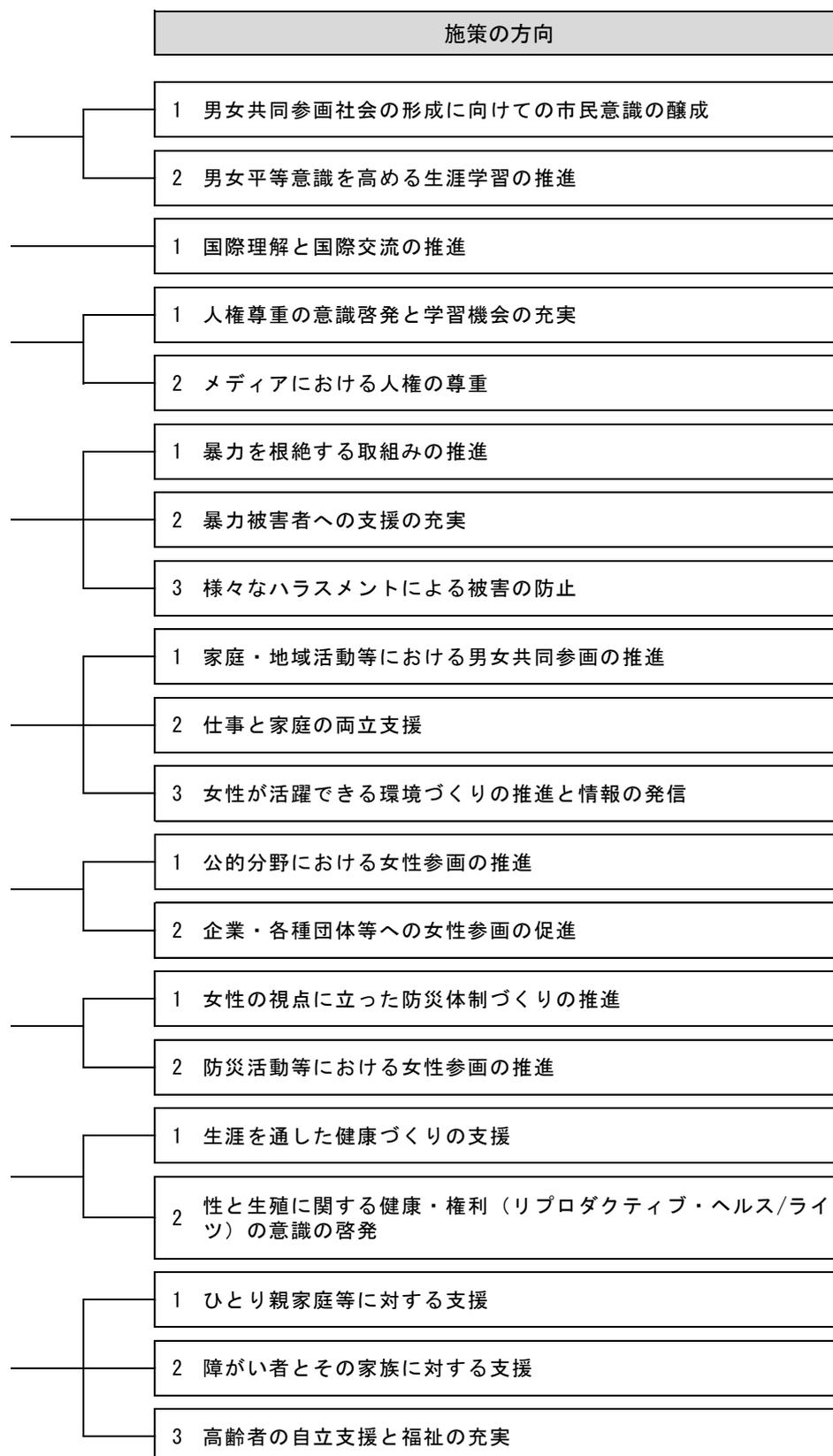
基本目標Ⅳ

男女がいきいきと暮らせる社会づくり

6 計画の体系

【本宮市第2次男女共同参画基本計画の体系図】





第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画の理解促進と教育・学習の充実

■ 現状と課題

男女共同参画社会は、個人の尊重や男女平等を前提とし、男女が社会のあらゆる分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができると同時に、一人の人間として認められる社会です。その実現には、これまでの社会制度や慣行を見直し、互いを思いやる心とより深い人間愛を基調とした平等意識による男女共同参画の意識づくりが必要です。

男女平等に関する市民意識調査では、「男性のほうが優遇」、「どちらかといえば男性のほうが優遇」とした回答が、前回調査の 73.1%に対し今回調査では 68.4%と 4.7 ポイント減少しています。

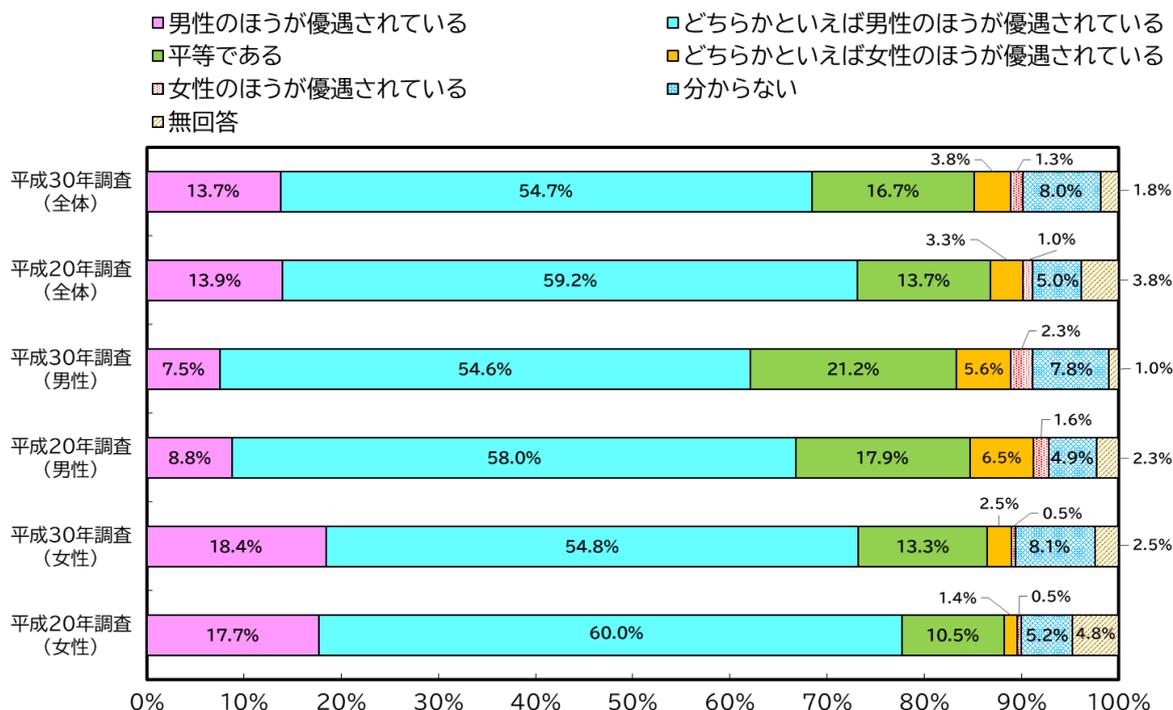
しかしながら、家庭や地域、学校、職場などのあらゆる分野における性別による固定的役割分担意識※や男女の能力や適性に関する固定観念は根強く存在しており、男女共同参画社会の実現には、その解消に向けた男女平等意識の醸成が課題となっています。

男女共同参画社会基本法(1999年)の施行から 20年近い年月が経った現在、従来の男性中心型社会のあり方に対する意識改革は着実に進み個人の考え方も柔軟かつ多様化しています。こうした中、男女共同参画を進めていくためには、一人ひとりが男女平等の意識を持つとともに男女共同参画について理解し、生涯にわたり主体的で多様なライフ・スタイル※を選択できる能力を育成することが重要です。

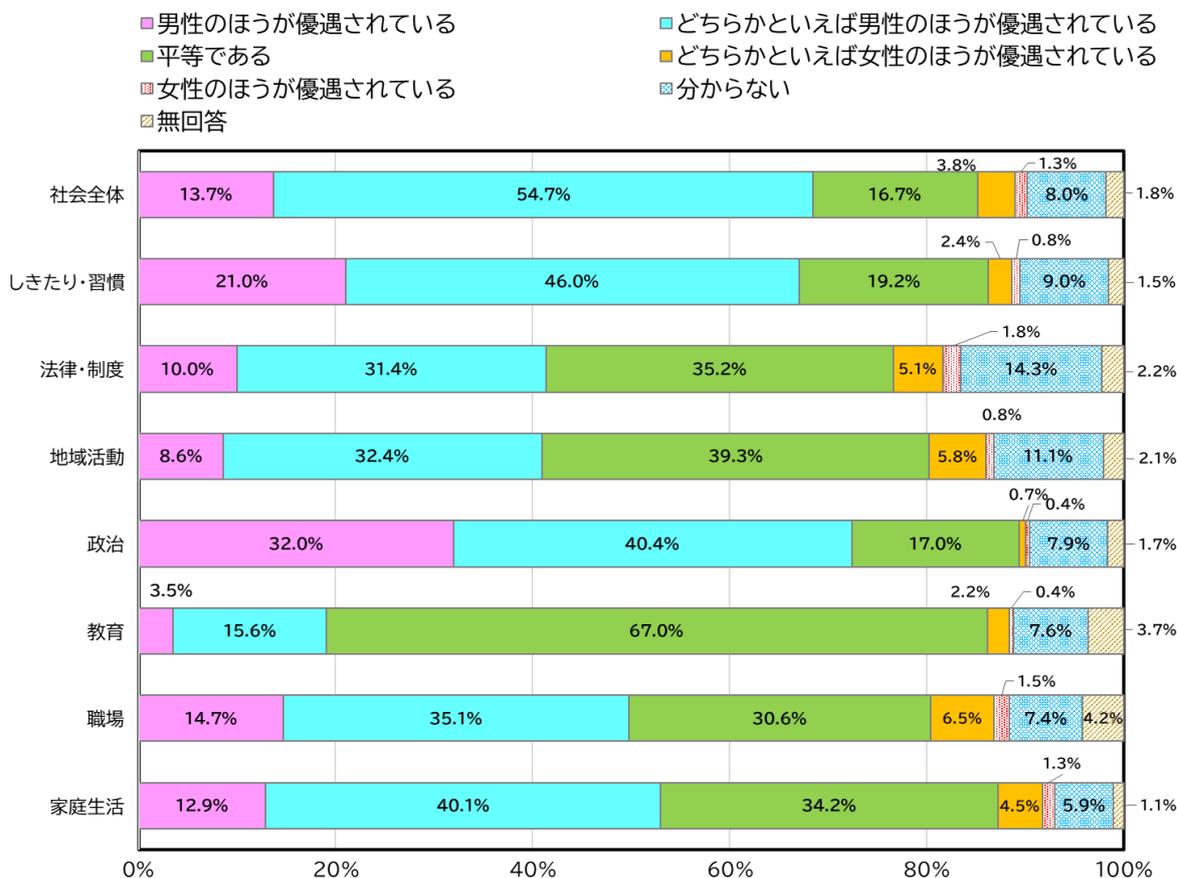
また、男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、だれもが自分らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的マイノリティ(LGBT等)は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向や、性自認を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めることが必要です。

我が国における男女共同参画のための取組みは、国際的な動きに密接な関わりを持ちながら進められてきました。今後、男女共同参画を一層進めていくには、国際社会における課題や取組み、そして多様な文化に対する理解を深め、グローバル感覚も磨く必要があります。

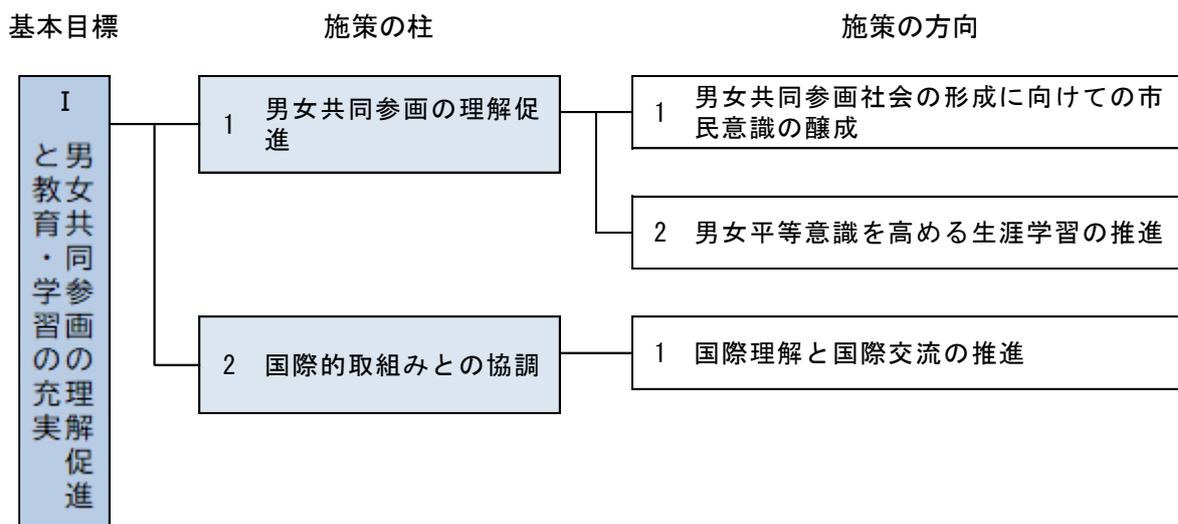
【男女の平等感について】



【各分野における男女の平等感について】



【基本目標 I 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 5 年度
家庭生活において男女が平等であると感じている市民の割合	34.2%	40.0%以上
社会全体において男女が平等であると感じている市民の割合	16.7%	20.0%以上

施策の柱1 男女共同参画の理解促進

市民一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、男女共同参画意識の定着を図るための啓発活動や情報提供を行います。また、子どもから大人まで、性別にとらわれずに社会のあらゆる分野で個性と能力を十分に発揮できるよう、学校教育や生涯学習等の機会を通じて、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進を図ります。



施策の方向

1 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

- ・男女共同参画に関する各種情報を収集、整理するとともに、広報紙、公式ウェブサイトなどの多様な媒体による情報の提供を推進します。
- ・性別による固定的役割分担意識※の解消を目指した意識啓発活動や広報活動に努めます。

2 男女平等意識を高める生涯学習の推進

- ・学校等において、人権尊重を基盤とした男女平等教育を推進します。
- ・社会教育においては、男女共同参画への理解を深めるため男女平等に関する学習機会の充実に努めます。
- ・講演会等に子育て中の市民も参加しやすいよう、一時保育などの環境を整えます。

3 多様性の尊重

- ・多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう意識啓発活動に努めます。

施策の柱2 国際的取組みとの協調

男女共同参画の様々な取組みは、国際的な動きの中で進められてきたことから、国際社会の動向に関心を深め、協調した取組みを推進します。



施策の方向

1 国際理解と国際交流の推進

- ・国際的な男女共同参画についての情報提供を行い、国際社会における男女共同参画の取組みに関する理解を深めます。
- ・学校における国際理解教育を推進します。
- ・外国人との交流事業を実施している団体を支援することにより、外国人が地域の中で安心して暮らせる環境づくりを促進します。



基本目標Ⅱ 人権尊重と暴力のない社会づくり

■ 現状と課題

男女共同参画の社会づくりを進めるには、人権尊重の理念について市民一人ひとりがその理解を深めるとともに、個人の意識や社会通念の中に残っている差別や性別による固定的な役割分担意識[※]を解消していく必要があります。そして、思いやりと優しさに満ちた地域社会の実現を目指し、人権尊重の精神を育む事業の推進が求められています。

近年、多様なメディアを通じてもたらされる情報は増大し、特に情報通信技術の高度化に伴い、人々の思考や行動に大きな影響を与えており、その影響はさらに拡大するものと予想されます。

大量の情報が発信されている中で、発信側においては、例えば、女性の性的側面のみの強調など人権尊重への配慮に欠けた表現や、性別による固定的役割分担を思わせるような表現をすることのないよう、配慮する必要があります。そして、メディアからの情報を受ける側にあっては、情報をそのまま受け入れるのではなく、多様なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解したうえで、情報を選択して、主体的に読み解き、理解し、活用していく能力を身につける必要があります。

男女が互いにその人権を尊重することは、男女共同参画社会を形成する上での大原則です。近年、大きな社会問題となっているドメスティック・バイオレンス(DV)[※]、セクシュアル・ハラスメント[※]、リベンジ・ポルノ[※]、ストーカー行為[※]、性犯罪などこれらの暴力は、その対象や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではなく重大な人権侵害です。性別による固定的役割分担意識や、家庭や社会における男性優位の意識や経済的格差等、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題だと言われています。

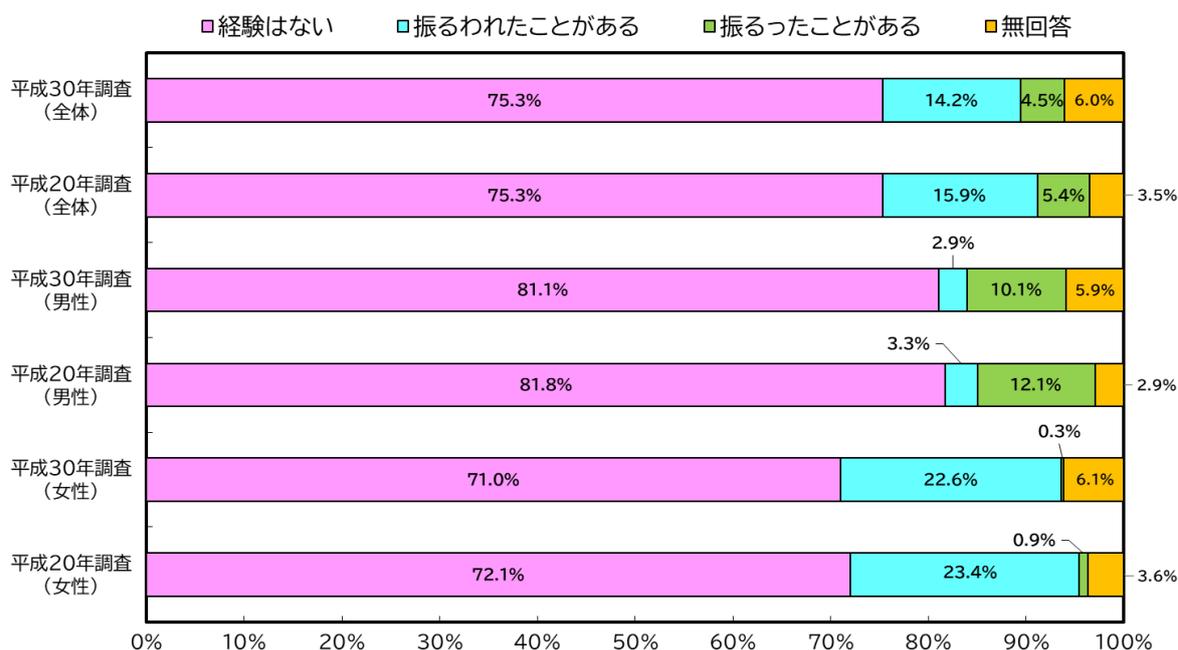
暴力は、多くの場合、被害者は女性や子どもです。特に、女性に対する暴力は、暴力を振るう側にもそれが犯罪であるという意識が少なく、また、家庭や職場など身近な関係で生じることが多いため、なかなか表面化しない現実があります。

市民意識調査では、女性の22.6%が「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]を振るわれた経験がある」と回答し、その内、10.5%の女性が「命の危険を感じる、または治療が必要な暴力を受けた」と回答しており、深刻な状況です。さらに、「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]の経験がある」という女性のうち、「ドメスティック・バイオレンス(DV)[※]の被害を誰かに相談している」と回答している方は31.5%にとどまっており、相談しやすい環境づくりにより被害の潜在化を防ぎ、被害者の安全確保を図る必要が

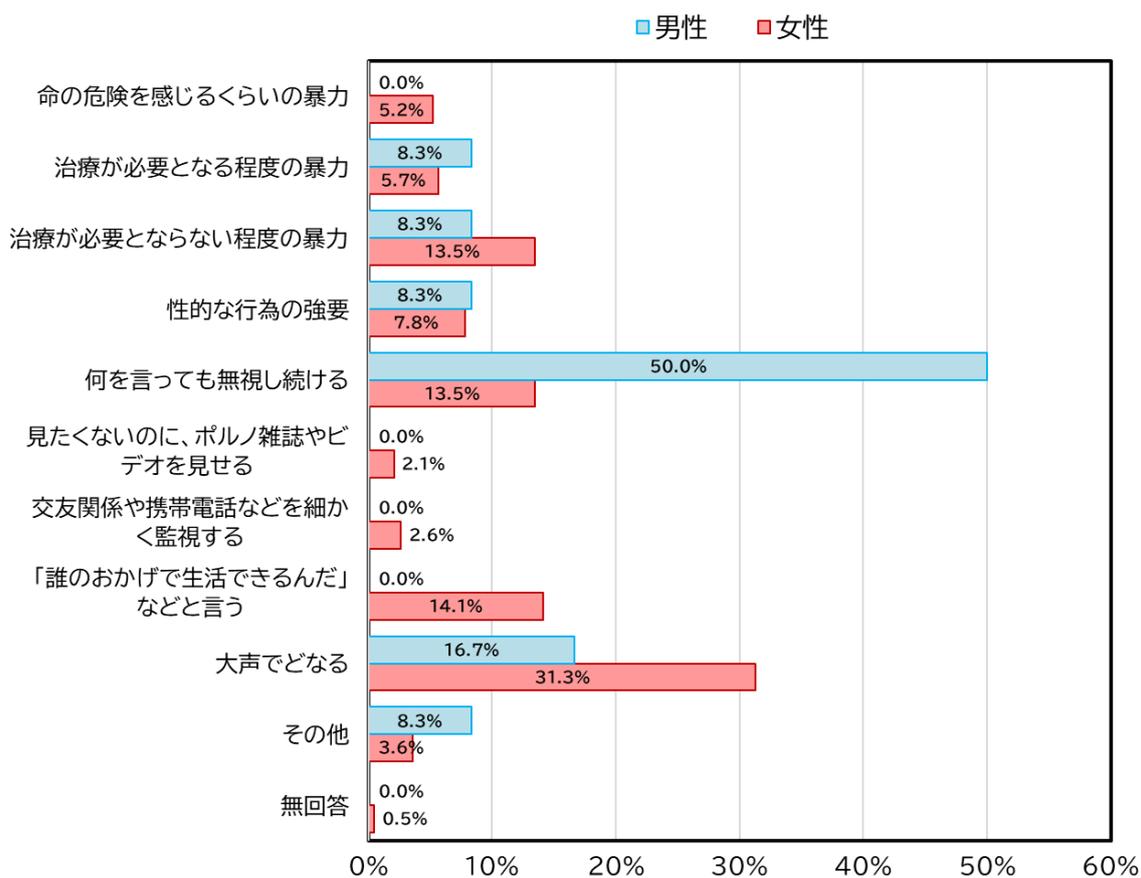
あります。

また、セクシュアル・ハラスメント※に関しては、女性の50.1%が「職場や地域、学校などでセクシュアル・ハラスメントを受けたことがある」と回答しております。セクシュアル・ハラスメントに限らず、パワー・ハラスメント※、マタニティ・ハラスメント※などの様々なハラスメント※は、男性・女性を問わず人格や尊厳を傷つけ、職場を始め周囲の環境も悪化させる行為であることから、その防止に取り組む必要があります。

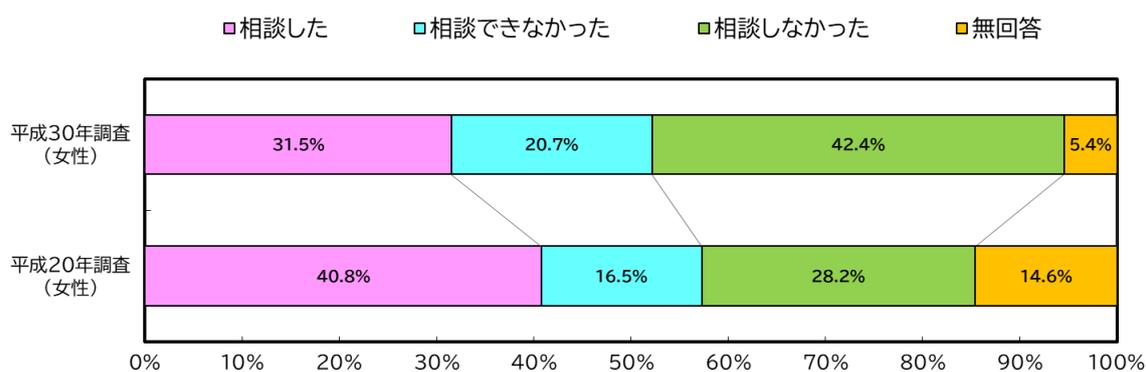
【暴力(DV)の経験について】



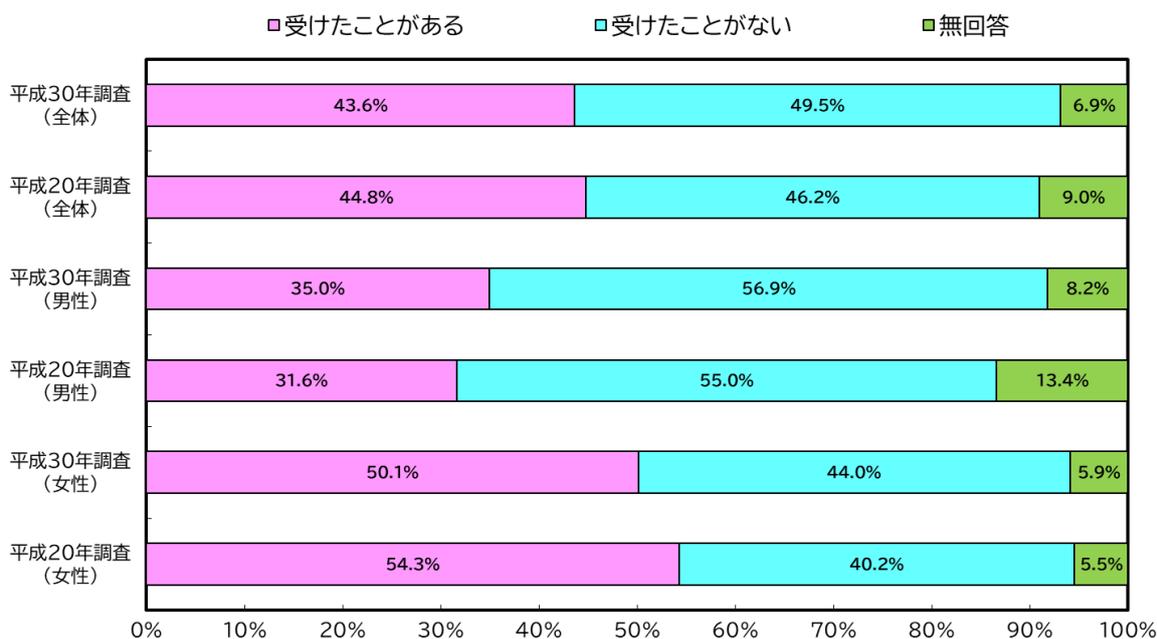
【振るわれた暴力(DV)の態様について】



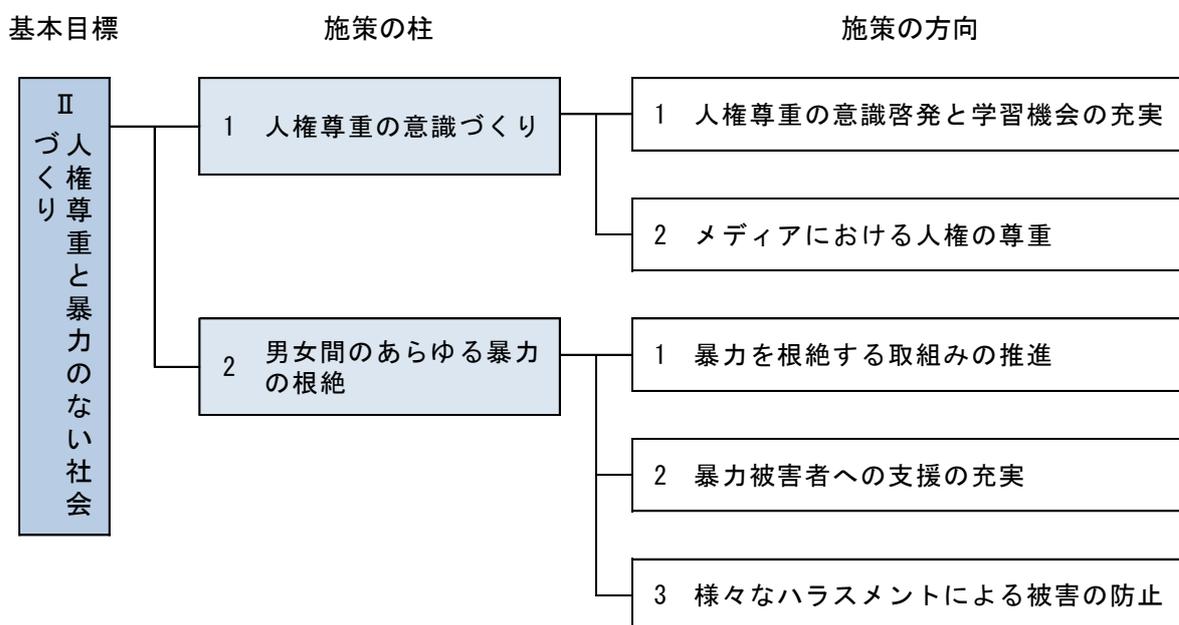
【暴力(DV)に関する相談(女性)について】



【セクシュアル・ハラスメントについて】



【基本目標Ⅱ 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 5 年度
人権問題等を重要と考える市民の割合	31.3%	50.0%以上
配偶者から暴力を受けた割合	14.2%	5.0%以下

施策の柱1 人権尊重の意識づくり

男女の人権が尊重され暴力のない社会づくりを目指すため、人権尊重を基本とした男女共同参画意識の啓発を行うとともに、様々な機会における人権尊重及びメディアにおける人権尊重に関する学習の充実を図ります。



施策の方向

1 人権尊重の意識啓発と学習機会の充実

- ・市の様々なイベントや事業等において人権に関するPRを行うとともに、学校やふれあいサロン等において人権教室を開催し人権尊重の理解促進を図ります。

2 メディアにおける人権の尊重

- ・メディア・リテラシー※[※]についての情報提供や学校教育における情報教育を行うなど、その理解促進を図ります。
- ・市が発行する刊行物について、男女共同参画の視点に立ち、男女の人権に配慮した情報の発信とします。

施策の柱2 男女間のあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力や児童、高齢者、障がい者等に対する虐待の未然防止及び根絶に向けた正しい理解を普及させるため、広報・啓発活動の充実を図ります。

関係機関と連携し、被害者の安全確保と安心して相談しやすい体制づくりに努めるとともに、広く相談窓口の周知を行います。

また、様々なハラスメント※[※]の防止に向け継続的に普及啓発に取り組めます。



施策の方向

1 暴力を根絶する取組みの推進

- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)※の実態を調査するとともに、配偶者やパートナーに対する暴力は犯罪であるという認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。
- ・ストーカー行為※や性犯罪などの防止対策の実施について、警察や関係機関との連携を図ります。
- ・子どもへの暴力を防止するため、子ども自身が暴力から自分を守るための教育を推進します。



2 暴力被害者への支援の充実

- ・男女間のあらゆる暴力に関する相談体制の整備を図ります。
- ・県の女性のための相談支援センターや警察などの被害者の保護に係る関係機関との連携を図ります。

3 様々なハラスメントによる被害の防止

- ・学校、職場、地域などにおける様々なハラスメント※について、市民の認識を深めるため、広報・啓発活動を推進します。



基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の実現

■ 現状と課題

男女共同参画社会の形成を図るには、あらゆる分野における活動に男女が自らの意思に基づいて共に参画し、協力し合うことが大切であるとともに、各人の個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要です。特に、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性について、家庭生活や地域活動への参画を促進する必要があります。

少子高齢化社会の進展に伴い、性別に関わりなく働きたい人がやりがいをもって働くことができる社会づくりが求められる一方で、働く世代における子育てや介護の負担の増加が見込まれています。そのため、男性はもとより女性についても個性と能力を発揮して活躍し、活力ある豊かな社会を実現していくためには、男女が共に仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことが必要であり、ワーク・ライフ・バランス※を図ることが重要となっています。家庭における役割に関する市民意識調査では、男性は「積極的に」あるいは「ある程度」家事を担う方がよいと考えている市民の割合は 84.9%となっている一方で、家事や、子育てを担っている女性の割合が高い状況となっており女性の負担が大きい現状です。

また、男女が仕事と家庭を両立していくためには、「家族や周囲の理解と協力が必要」や「給与の男女間の格差をなくすこと」、「育児・介護制度を利用しやすい職場環境を作ることの」の意見が多くみられます。

現代社会では、ライフ・スタイル※や価値観の多様化が進み従来の男性を中心とした組織や運営形態から脱し、あらゆる分野において女性の発想や感性を生かすことは、まちづくりを進めていく上においても極めて重要となります。

しかしながら、女性の政策・方針決定等の過程への参画は近年進みつつあるものの、その参画の機会はいまだ少なく、女性の能力が活用されていません。

さまざまな状況におかれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、女性の力が十分に発揮され、地域社会の活性化にも寄与するものとなります。

そして、女性の雇用における均等な機会の確保と女性のエンパワーメント※の促進を図るとともに、女性の活躍できる場や機会が公平に与えられるような社会環境づくりを進める必要があります。就労は、人々の生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、男女が職業上の責任と家庭や地域における責任とを果たしていくことは、男女共同参画社会を形成するための基本となる考え方です。

男女がいきいきと働き続けられる社会環境づくりを進めるうえで、雇用の場におけ

る男女の共同参画は極めて重要であり、「男女雇用機会均等法」においても、雇用における男女の平等な機会と待遇の確保が義務付けられています。

しかしながら、市民意識調査では、34.5%の方が「職場で仕事の内容や待遇で女性が差別されている」と回答しており、前回調査の46.4%から約12ポイント減少していますが、法律・制度の整備が進んだ現在も、雇用の場における男女の差別が解消されていないことが分かります。

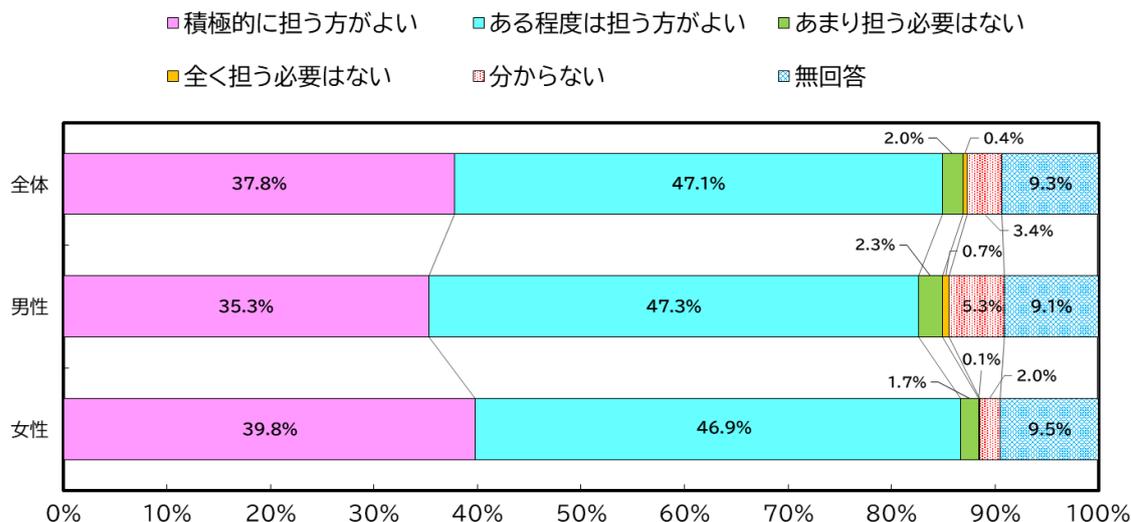
性別による固定的役割分担意識^{*}や慣行が男女の社会的役割に結びつき、女性の社会経験が不足しがちなことと相まって、様々な意志決定の場への女性の参画を遅らせている要因となっています。

近年では、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口(15～64歳)の減少によって、女性労働力への需要が高まるとともに、女性の就業意欲の向上を背景に、働く女性は増加傾向にあります。そうした中、「正職員として働く場が少ない」、「仕事と家庭の両立が図りやすい」等の理由から、パートタイム労働や派遣労働に就労する女性が増えていますが、パートタイム労働等は、不安定な労働条件の下に置かれることもあり、その改善が課題となっています。一方で、商工自営業や農業に従事する女性は、これまで家庭や地域の担い手としての働きが十分評価されず、労働報酬や休暇等の面においても曖昧な状況に置かれてきており、その働きについて適正な評価がなされることが求められています。

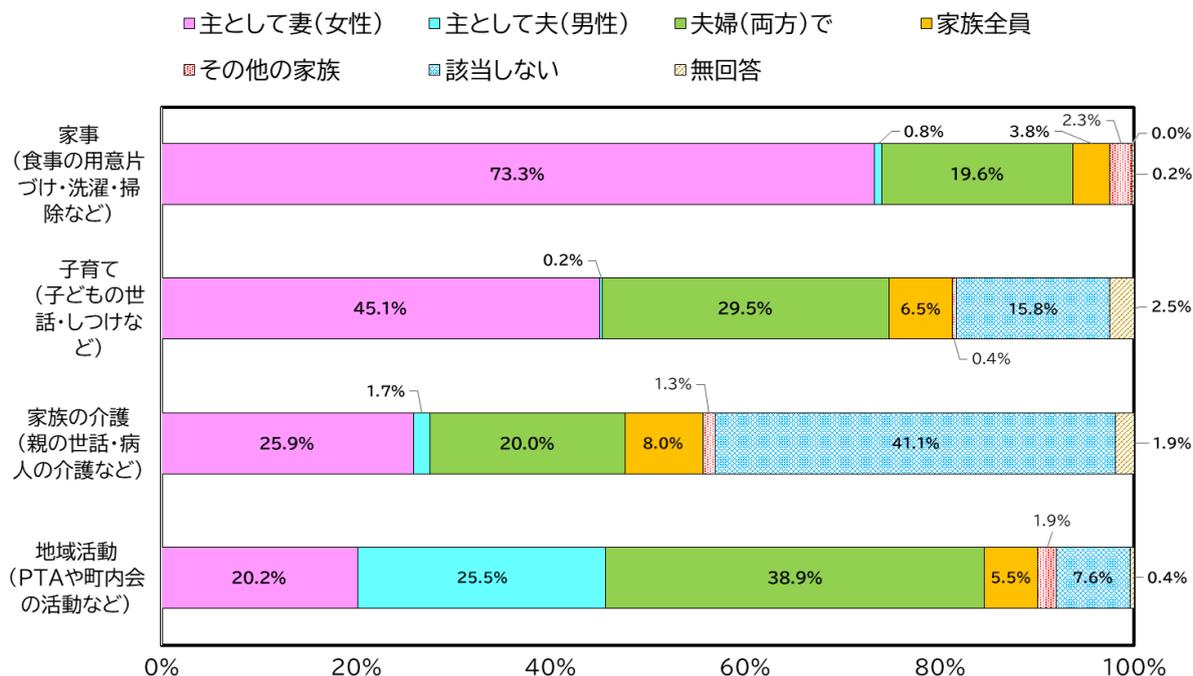
安全・安心の地域の防災体制を確立するため、地域コミュニティにおける「共助」の精神に基づく災害時の被災者支援の意識づくりと、男女の防災の取組みに対するニーズの違いなど、女性の視点に立った防災体制づくりが必要です。また、少子高齢化の進行や単身世帯の増加などにより、機動力の低下や、繋がりの希薄化が問題視されており女性の防災活動等への積極的な参画が求められています。



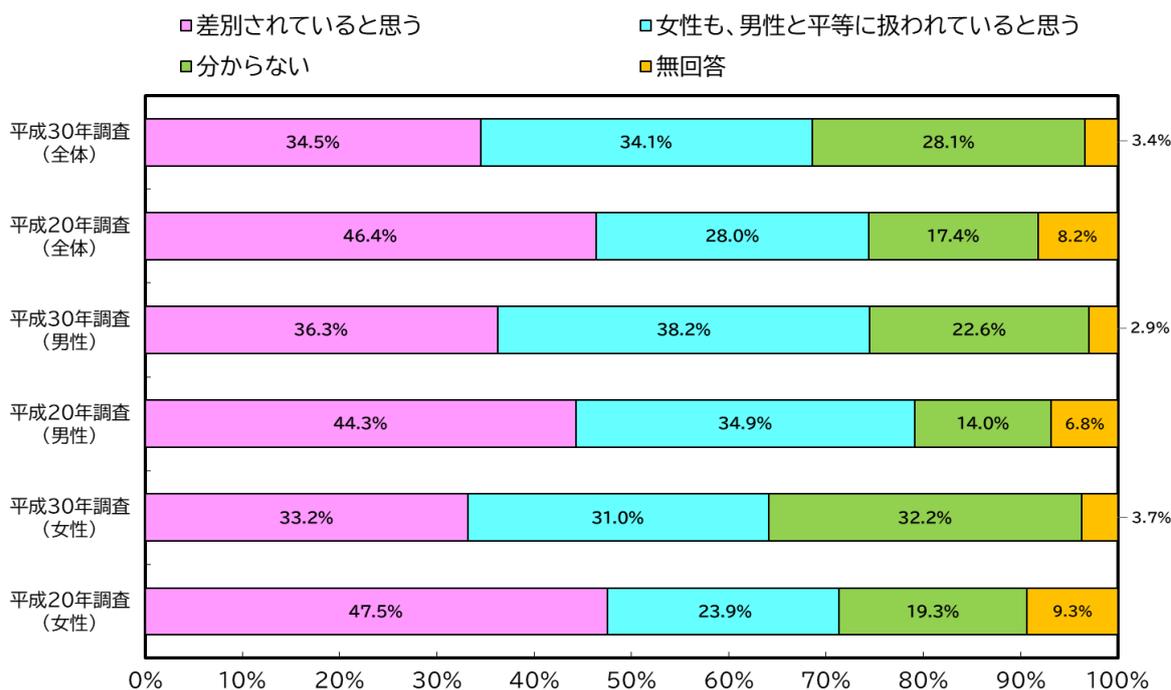
【家庭において男性が家事、子育て、介護、地域活動を担うことについて】



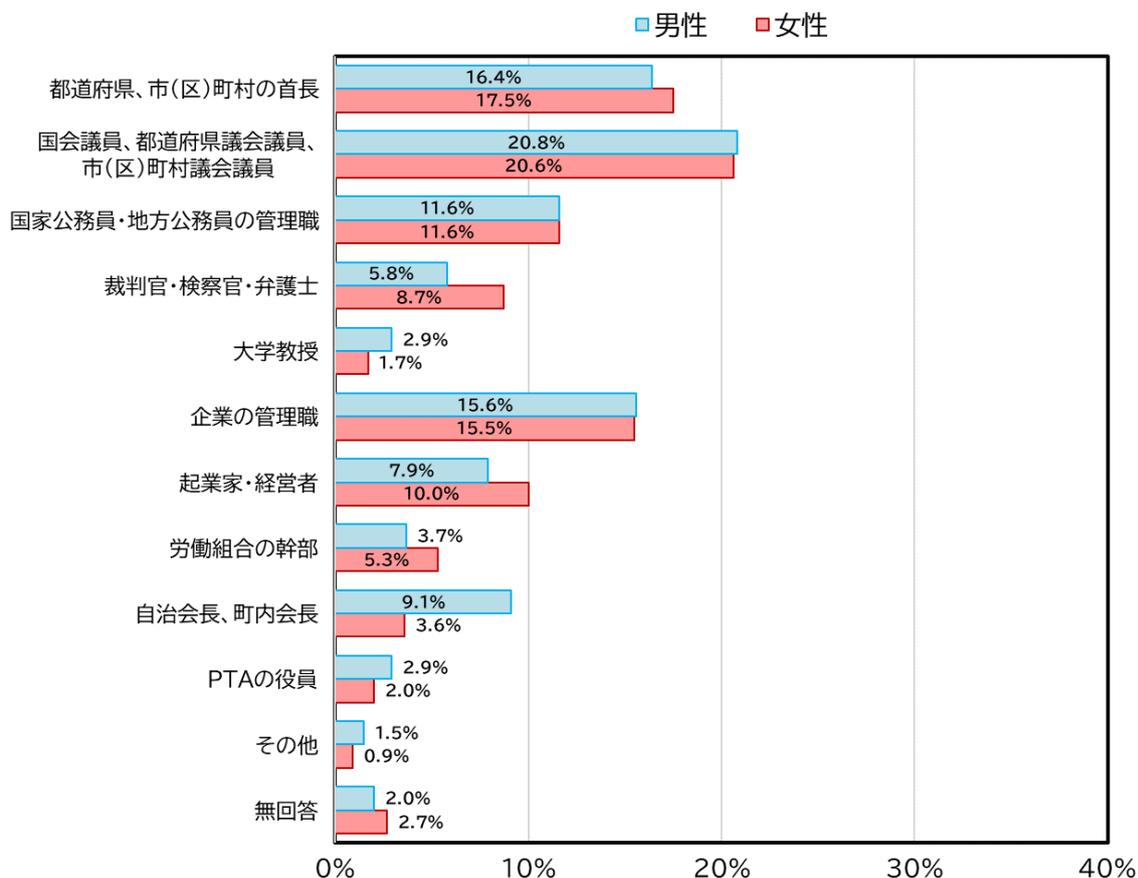
【家庭における家事、子育て、介護、地域活動の分担状況について】



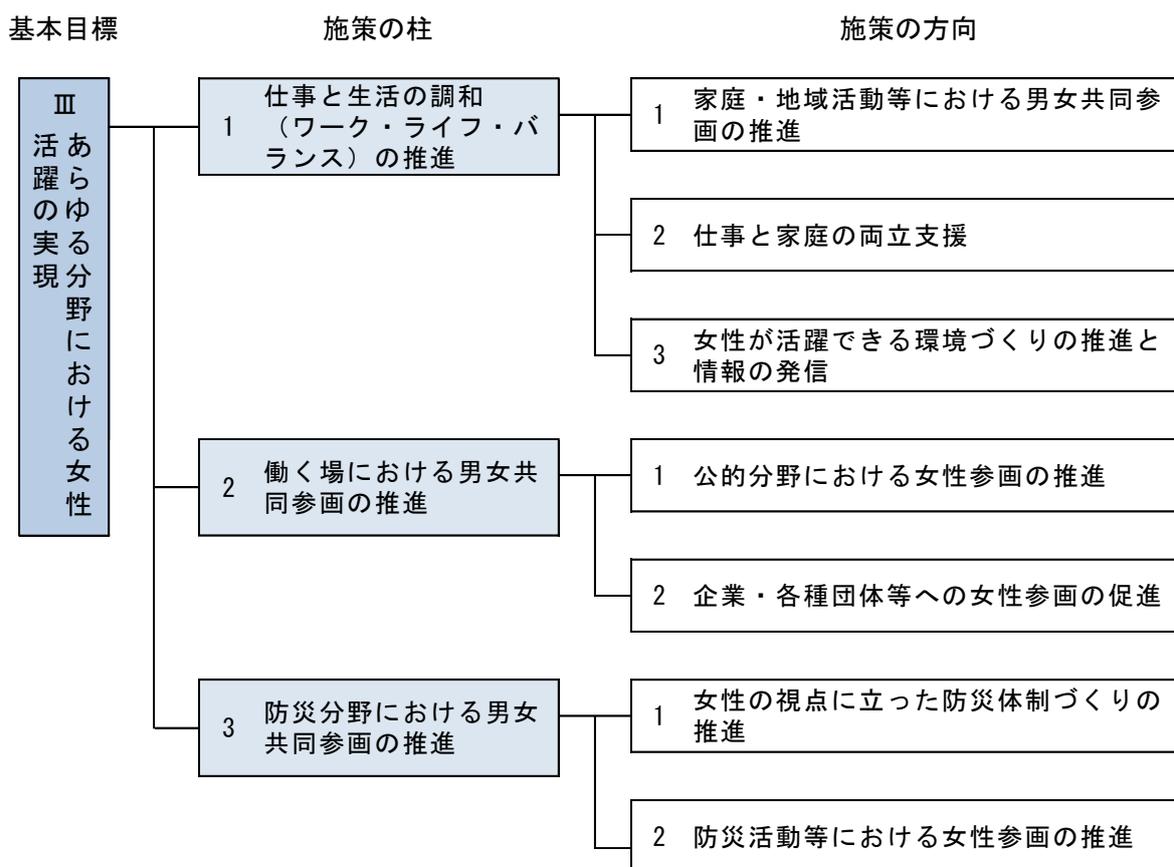
【職場における女性の差別について】



【女性がもっと増えたほうがよい職業や役職について】



【基本目標Ⅲ 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成 30 年度	目標値 令和 5 年度
保育所待機児童数	0人(各年4月1日現在)	0人を維持
各種行政委員の女性の割合	27.27%	40%以上

施策の柱1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

家庭生活の男女協力や男性の介護等への参加促進、地域活動等への参加協力を求めていくなど女性に偏りがちな様々な負担を軽減する取組みを進めます。



施策の方向

1 家庭・地域活動等における男女共同参画の推進

- ・家庭生活において、女性の重い負担となっている家事・子育て・介護について、家庭における家族の責任分担意識の啓発活動を推進します。
- ・男性が、家事・子育てなどの家庭生活に参画するための学習機会を充実します。
- ・地域での交流や住民組織の活動に、男女共同参画の視点に立った考え方を取り

入れ、男女共同の活動を進めることで、より活発な活動となるよう啓発を行います。

- ・地域での自主的な活動を行う団体、特に女性グループの活動に対して支援を行います。

2 仕事と家庭の両立支援

- ・仕事と子育ての両立を図るため、延長保育や預かり保育など、ニーズに対応した保育サービスを提供します。
- ・仕事と介護の両立を図るため、介護プランの作成など介護のための支援を行います。

3 女性が活躍できる環境づくりの推進と情報の発信

- ・女性が性別による差別や妊娠・出産による不利益を受けることなく、その能力と意欲を生かせる環境づくりを推進します。
- ・環境、福祉、教育、防犯等の分野における活動は、社会を支えていく活動として一層重要性を増しており、各種地域活動に男女の積極的な参画促進を図ります。
- ・就業継続やキャリアアップのための情報や学習機会の提供を推進します。
- ・労働関係法令の周知とポジティブ・アクション[※]の普及啓発を図ります。
- ・年金などの社会保障制度の仕組みに関する情報提供を行います。
- ・事業所等に対し「育児・介護休業法」についての周知を図り、育児・介護休業制度の整備についての広報、啓発を図ります。

施策の柱2 働く場における男女共同参画の推進



施策の方向

1 公的分野における女性参画の促進

- ・女性が市政への関心を高めるための取組を進めるなど、女性の市政参画を促進するための環境づくりを推進します。
- ・審議会や委員会の委員の選出にあたっては、女性の人材情報を収集し、広い分野からの女性の積極的な登用を図り、女性委員のいない審議会や委員会の解消に努めます。
- ・行政の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

2 企業・各種団体等への女性参画の促進

- ・男女の平等な職場環境づくりに向けて、「男女雇用機会均等法」の広報、啓発活動を強化していきます。
- ・民間団体や事業所などにおける積極的な女性の登用や人材育成などの取組について働きかけを行います。
- ・商工自営業や農業に従事する女性の労働環境の改善を促進します。
- ・女性の再就職に向けた能力開発支援や情報提供を推進します。
- ・女性労働者が多いパートタイマーや派遣労働者等の労働条件が改善するよう、平成27年度改正「パートタイム労働法」や「労働者派遣法」等の労働関係法令の周知を図ります。
- ・働き方改革実行計画に基づき、長時間労働の是正、非正規雇用の処遇改善、女性が活躍しやすい環境整備等を推進します。

施策の柱3 防災分野における男女共同参画の推進

防災に女性の視点を取り入れるとともに、防災体制における男女共同参画の推進を図っていきます。



施策の方向

1 女性の視点に立った防災体制づくりの推進

- ・女性の視点から、家庭・地域・職場等での復興・防災の積極的な取組みを促し、防災意識の高揚を図ります。
- ・地域の防災訓練や自主防災組織の活動などにおいて、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など、男女共同参画の視点を取り入れるよう、啓発活動を行います。
- ・地域防災計画の改定や長期化する災害における避難所運営等において、女性の視点が反映されるよう、施策・方針決定過程への女性の参画を推進します。



2 防災分野における女性参画の推進

- ・男女共同参画の視点に立ち、防災の分野で積極的に活動できる女性の人材育成を支援します。
- ・防災現場への女性の進出が求められていることから、女性の感覚や特性を活かし、長期化する避難所の運営や防災に対する取組等への女性の参画を促進する活動を進めます。

基本目標Ⅳ 男女がいきいきと暮らせる社会づくり

■ 現状と課題

生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、いきいきと暮らす社会を実現するための基本的な条件です。特に、女性は妊娠や出産のほか、女性特有の疾病に見舞われるリスクがあるため、周りの男性の理解と協力が不可欠です。

近年では、男女ともに平均寿命や健康寿命が延びてきており、市民の健康への意識も高まってきています。一方で、人々のライフ・スタイル※の多様化から偏った食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が全国的に増加しており、疾病の重症化や合併症を引き起こす要因ともなっています。また、ライフ・スタイル※や価値観が多様化している現代社会にあっては、人間関係のストレスをはじめ、誰もが常に何らかのストレスを感じ、過度のストレスは体だけではなく心の健康を損なうおそれがあります。

女性は結婚し、出産するのが当たり前という意識が未だに残っており、女性が子どもを産むか、産まないか、いつ何人産むかなどを自ら決めることは、女性の重要な人権であるといった性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)についての正しい知識の浸透を図ることが必要です。

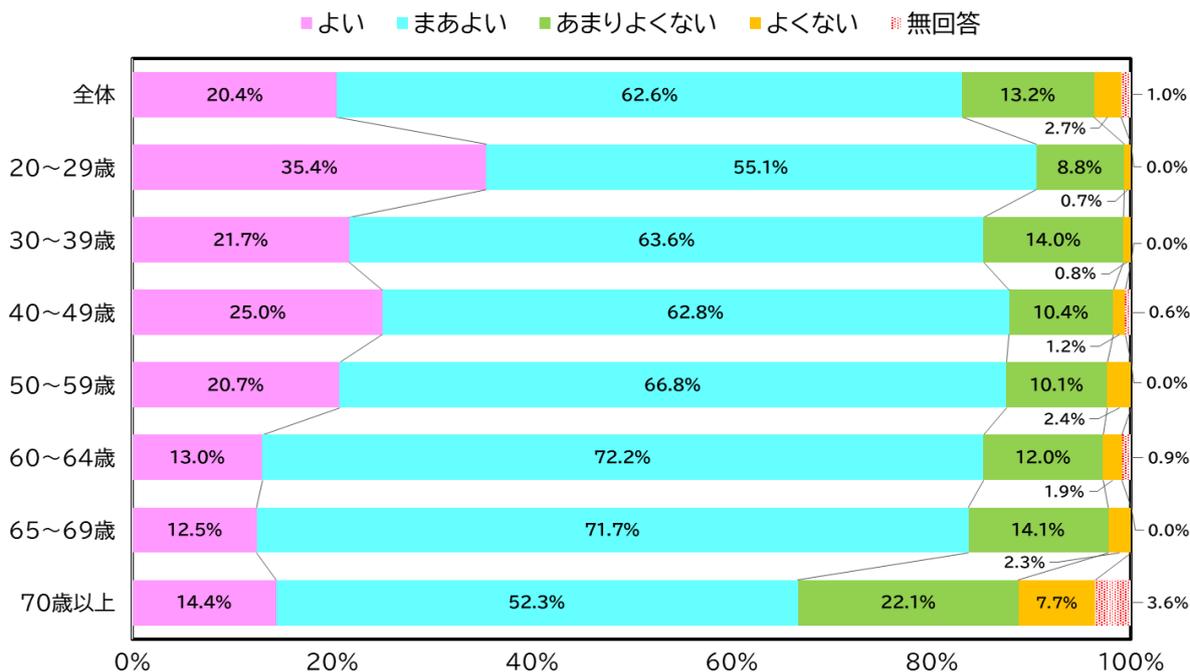
人間らしい生き方、自己実現による社会参画という面から、高齢者や障がい者、ひとり親家族等、生活上の困難に陥りやすい人たちが安心して暮らせる環境の整備も併せて図っていく必要があります。

社会的に弱い立場にあるひとり親家庭に対しては、子育てや日常生活の支援から経済的な自立に向けた支援など、ニーズに応じた支援の充実が求められているとともに、こうした家庭の児童等を心身ともに健やかに育てるための配慮が必要です。

介護を必要とする高齢者や障がい者を家族に持つ家庭では、女性がその介護の中心的役割を担っているのが現状ですが、市民意識調査では、男性がどの程度家族の介護を分担した方がよいかについて、85.7%の女性が、「積極的に担う、ある程度は担う」と回答しており、男性にも介護を担ってほしいと感じています。

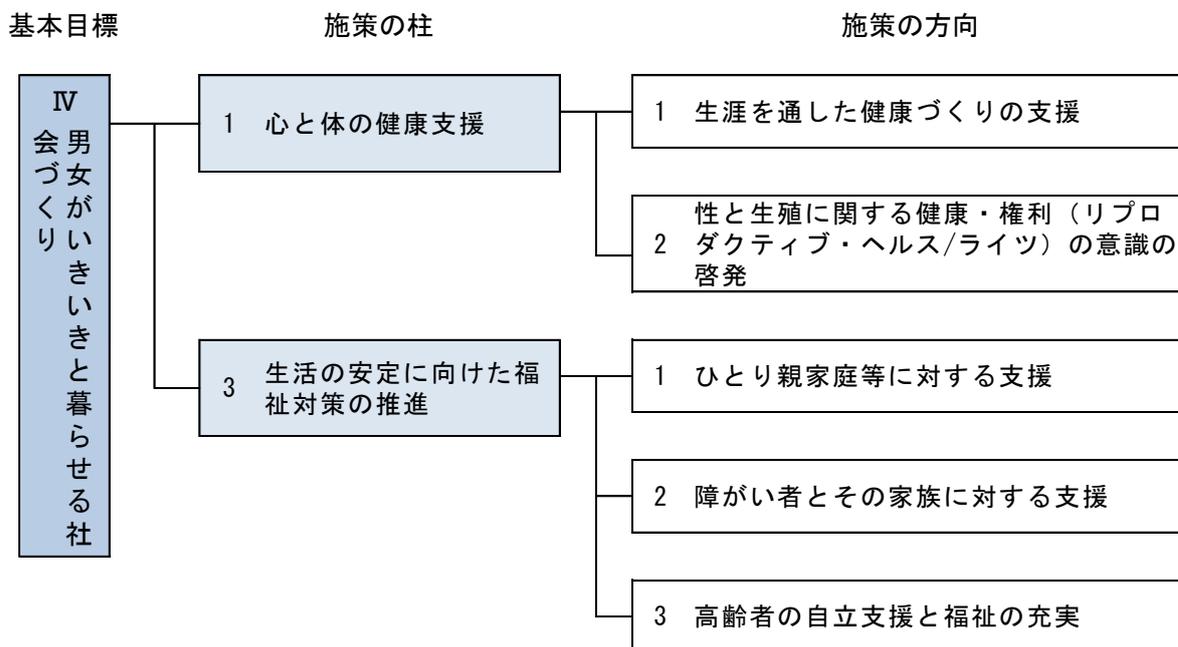
核家族化や少子高齢化等が進むなか、地域社会が果たしてきた役割や家庭が持つ相互扶助機能が低下の傾向にあり、高齢者世帯やひとり暮らしになる可能性が高まっていることから、高齢期における生活の安定、生きがい対策、在宅福祉等が重要な課題となっています。

【市民の健康状態について】



資料：健康増進計画市民意識調査(年代別健康状態割合)

【基本目標IV 施策の展開】



■ 成果目標

指 標	現状値 平成29年度	目標値 令和5年度
乳がん・子宮頸がん検診の受診率	乳がん 17.4% 子宮頸がん 15.6%	乳がん 25.0% 子宮頸がん 25.0%
ふれあいサロン参加者数	10,748 人/年	14,000 人以上/年

施策の柱1 心と体の健康支援

保健・医療・福祉サービスの充実を図り生涯を通じて健康で安心して暮らすことができる環境づくりや市民の健康な生活を応援する取組みに併せ、育児、介護等への男性参画を推進するための意識改革等の推進に努めます。

女性の身体的特性を踏まえた生涯にわたっての健康づくりへの支援を行うとともに、様々な障害や環境に対しても、女性であることで更に困難な状況に置かれている場合においても安心して暮らせる環境整備に努めます。

男女がそれぞれのライフ・ステージ※に応じた健康課題に対し、生涯を通して主体的に心身の健康管理を行うことができるよう、正しい知識や情報の普及・啓発と総合的な健康支援を推進することが必要です。



施策の方向

1 生涯を通じた健康づくりの支援

- ・市民一人ひとりが自己の健康管理能力を高め、心身共に健康な生活を営むため、各種健康診査の受診を促し、早期発見、早期治療につなげるとともに健やかな生活習慣を身につけるよう正しい知識の普及啓発と健康教育、健康相談などの充実を図ります。また、ライフ・ステージ※に応じた健診内容の充実と託児やバスでの送迎など受診しやすい体制づくりを進めます。
- ・市民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できるよう、生涯学習や生涯スポーツを推進します。
- ・食に関する意識を高め、実践力を身につけるため、学校を中心とした「食育」についての教育を推進します。
- ・妊産婦の健康管理など妊娠、出産期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実と母子の健康に関する取組みを推進します。

2 性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の意識の啓発

- ・性と生殖に関する健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※)に関する意識の浸透を図るため、広報活動を推進します。
- ・学校において、命の尊厳を重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施し、性と生の大切さを伝えます。

施策の柱2 生活の安定に向けた福祉対策の推進

ひとり親家庭等や高齢者、障がい者など生活上の困難に陥りやすい人たちが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

女性に偏りがちな様々な負担を軽減するため、男性の介護等への参加促進や地域等の協力を求めていくなど、介護を必要とする人とその家族が生活しやすい環境をつくる取組みを進めます。



施策の方向

1 ひとり親家庭等に対する支援

- ・ひとり親家庭等が自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。

2 障がい者とその家族に対する支援

- ・障がい者とその家族が自立した生活を送ることができるよう、相談体制と支援の充実を図ります。
- ・障がい者が生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域社会へ多様な形で参加できるための支援を行います。

3 高齢者の自立支援と福祉の充実

- ・地域の高齢者が要介護状態にならないための予防事業の充実を図ります。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者世帯が、住みなれた地域で安心して生活できるための支援を行います。
- ・高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、高齢者の活動を支援します。



第5章 計画の推進

1 推進体制

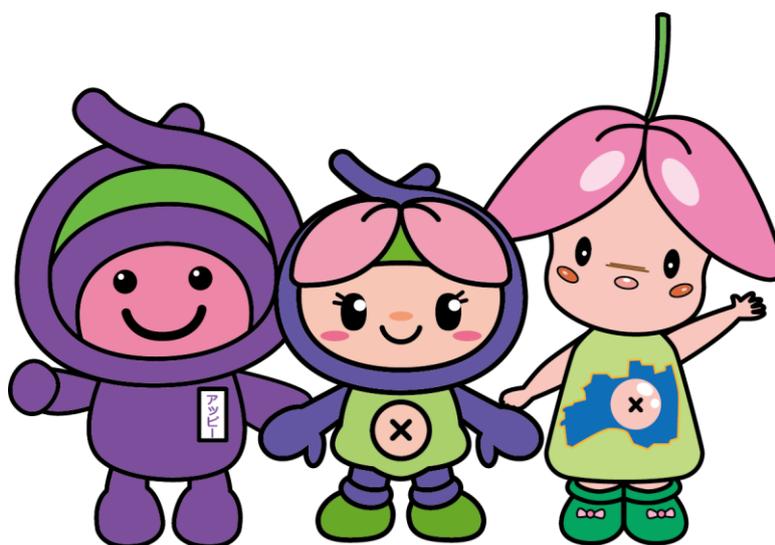
市では、引き続き男女共同参画推進本部を中心として男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

また、男女共同参画は、家庭内や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる分野・場面に関わります。したがって、市民や地域、事業者や市民団体等との連携を図りながら効果的な取組みを進めます。

そして、市民に対しては取組み状況や成果を公表することにより、男女共同参画社会の推進への理解と協力を求めていくこととします。

2 実施計画の作成と進行管理

本計画が目的とする男女共同参画社会の実現のため、各基本目標の達成に向けた具体的な取組みについて、男女共同参画実施計画を策定します。この実施計画においては、今後5年間の取組みを示すとともに、取組みの各年度の実施状況を把握し、必要に応じ見直しを行うなど計画の進行管理を行います。



参考資料

1 用語解説

【あ行】

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的力をつけること。

【さ行】

ストーカー行為

特定の人物やその配偶者・親族などに対し、つきまとい、待ち伏せ、面会・交際の強要や嫌がらせを繰り返したりして相手に精神的・肉体的な被害を与えること。ストーカー：忍びよる者(英 stalker)。

性的マイノリティ(LGBT 等)

性同一性障害(「体の性」と「こころの性」が一致しない状態)の人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人(同性愛、両性愛)、身体的な性別が不明瞭な人(性分化疾患)などのこと。日常生活や現在の社会制度にさまざまな精神的苦痛を感じ、生きづらいている者がいる。

性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要業務、女性は補助的業務」といった、性別を理由として役割を固定的に考えること。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動によって、不利益を与えたり、不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすること。

総合計画

地方自治体が長期的な展望の下で、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針とする計画。

【た行】

ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。多くの場合は、男性から女性に振るわれる。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力も含まれる。

【は行】

ハラスメント

嫌がらせや、いじめのこと。

パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、本来の業務の適正な範囲を超えて、継続的に人格や尊厳を侵害する言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる又は雇用不安を与えること。

ポジティブ・アクション

男女労働者間の格差を解消して、働く意欲と能力がある女性の活躍を推進するために企業が自主的に行う取組みのこと。

【ま行】**マタニティ・ハラスメント**

妊娠や出産をした仕事を持つ女性が、職場で嫌がらせを受けたり、異動・降格・減給・自主退職の強要・雇止めなどの不当な扱いを受けたりすること。

メディア・リテラシー

情報を伝達するインターネットやテレビなどの媒体(メディア)が伝える情報を理解、または見極める能力のこと。

【ら行】**ライフ・スタイル**

生活の営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

ライフ・ステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等のそれぞれの段階のこと。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された、性と生殖に関する健康、生命の安全を女性のライフサイクルを通して権利として捉えようという概念。

今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと、また思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関することなどの幅広い課題が含まれている。

リベンジ・ポルノ

付き合っていた異性の性的な画像などを復讐の目的でインターネット上に流出・拡散させる行為のこと。

【わ行】**ワーク・ライフ・バランス**

年齢や性別にかかわらず誰もが、人生の各段階において、やりがいや充実感を感じながらワーク(仕事)とライフ(家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動)を調和させた多様な生き方のこと。

2 計画策定の経緯

平成30年	会議等の名称	検討・審議内容
10月	男女共同参画に関する意識調査	◆男女それぞれ1,000人の方（合計2,000人）を無作為に抽出し、協力を依頼
平成31年		
3月 11日	第1回男女共同参画審議会	◆諮問 ◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
3月 26日	本宮市議会全員協議会	◆第2次計画の基本的事項、策定方針の説明
4月 5日	第2回男女共同参画審議会	◆計画案の審議
4月 11日	パブリック・コメント	◆4月11日～5月8日までパブリック・コメントを実施（意見提出者 なし）
令和元年		
6月 3日	第3回男女共同参画審議会	◆計画案の審議 ◆答申案の審議
6月 3日	市長への答申	
6月	計画の策定	

3 本宮市男女共同参画審議会委員名簿

役職名	氏名	所属団体等	役職名	氏名	所属団体等
会長	石井 清	本宮市区長会連絡協議会 副会長	委員	三瓶 広子	本宮市商工会女性部 副部長
副会長	遠藤恵美子	本宮市女性団体連絡協議会 会長	委員	田中美代子	本宮市女性消防協力隊 隊長
委員	中村 宮	本宮市社会福祉協議会 会長	委員	阿部 祐介	福島県 男女共生センター
委員	石塚 浩子	NPO 法人 本宮いどぼた会 副理事長	委員	根本 幸子	人権擁護委員
委員	金成 智子	本宮市小中学校校長会 白沢中学校長	委員	庄司 一郎	一般公募委員
委員	岡田 祐策	本宮市工業等団地立地企業連絡会 会長	委員	川口 弘	一般公募委員

※敬称略、委員順不同、所属団体等は委嘱時による

4 諮問・答申

◆諮問文

31 生 第 93 号
平成31年 3月11日

本宮市男女共同参画審議会長 様

本宮市長 高松 義行

本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本宮市男女共同参画推進条例（平成19年本宮市条例第9号）第10条第2項の規定に基づき、本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

◆答申文

令和元年6月3日

本宮市長 高松 義行 様

本宮市男女共同参画審議会
会長 石井 清

本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について（答申）

平成31年3月11日付け31生第93号「本宮市第2次男女共同参画基本計画の策定について」により諮問のあった件について、別冊のとおり答申します。

5 関係法令

●男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報

の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた

識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同

参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

●本宮市男女共同参画推進条例

(平成19年1月1日条例第9号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第22条)

第3章 本宮市男女共同参画審議会(第23条—第26条)

第4章 雑則(第27条)

附則

日本国憲法には個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、様々な形で男女平等の実現に向けた取組が行われてきている。

本宮市においても、男女が固定的な役割分担にとらわれず、共に十分な能力を発揮できる社会の実現を目指し取り組んでいる。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が依然として存在し、地域社会のあらゆる分野において、男女の実質的な平等が達成されていない状況にある。

さらに、少子高齢化の進行や高度情報化の進展などの社会経済環境の急激な変化への対応や住民参加によるまちづくりが求められる中、豊かで活力ある本宮市を築いていくためには、男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することのできる社会を形成していくことが重要である。

このような認識に立ち、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本宮市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的

かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 営利、非営利を問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女が、性別により差別的取扱いを受けることなく、個性や能力が十分に発揮できる機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に影響を及ぼさないよう配慮されること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域等における社会的活動を両立できること。

(5) 子どもを安心して産み、育てるため、家庭、地域その他の社会のあらゆる場において、男女が共に積極的に子育てに参画するとともに、その環境づくりへの取組が推進されること。

(6) 学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画への理解を深めるための取組が推進されること。

(7) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項について自らの意思が尊重されるとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことについて配慮されること。

(8) 国際社会の動向に留意し、国際的な取組と協調して推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)との協働並びに国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

3 市は、市民等に対して男女共同参画の推進に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

4 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するよう努めなければならない。

2 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行の改善に努めなければなら

ない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女がその事業活動へ対等に参画する機会を確保するとともに、事業活動と家庭等における活動を両立することができる環境づくりに努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深め、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を考慮し、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、男女間における暴力的行為(精神的な苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のいかなる場所においても、セクシュアル・ハラズメント(性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次

に掲げる表現を使用しないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現

(2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映するよう努めるとともに、本宮市男女共同参画審議会に意見を求め、その意見を尊重しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(市民等の理解を深める措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進について市民等の理解が深められるよう広報活動その他必要な措置を講じるものとする。

(市民等の活動への支援)

第12条 市は、市民等が行う男女共同参画を推進するための自主的な活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(政策等の決定過程への共同参画の推進)

第13条 市は、市の政策の立案から決定までの過程に、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるものとする。

2 市は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動の意思決定の場において、男女が共同して参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立への支援)

第14条 市は、家庭生活における男女共同参画の意識を高め、男女が共に子育て、介護その他の家庭生活における活動と社会のあらゆる分野における活動を両立することができるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(事業者からの報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対して、事業活動における男女共同参画の推進の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(事業者の表彰等)

第16条 市長は、男女共同参画の推進を積極的に実施している事業者を表彰し、公表するものとする。

(自営業の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、農業、商工業その他の自営業に従事する女性が、主体的にその能力を発揮し、対等な構成員として、方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育の充実)

第18条 市は、男女共同参画への理解を深めるため、学校教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育の充実が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(積極的改善措置への支援)

第19条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、市民等と協力して積極的改善措置が講じられるよう努めるとともに、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(苦情等の申出及び処理)

第21条 市民等は、次に掲げる苦情又は相談があ

るときは、市長に申し出ることができる。

(1) 市が実施する男女共同参画に関する施策
又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと
認められる施策に対する苦情

(2) 性別による差別的取扱いその他の男女共
同参画の推進を阻害する要因により人権が
侵害されたことについての相談

2 市は、前項に規定する苦情又は相談を受けた
ときは、関係機関等と連携をとり、適切な措置
を講じるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第22条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関
する施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 本宮市男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進について、市長の
諮問に応じ、調査審議するため、本宮市男女共
同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、次に掲げる事項について調
査審議する。

(1) 基本計画に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する基本的事項
及び重要事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に関し必要と
認める事項について、市長に意見を述べるこ
とができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員12人以内で組織し、男女
のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の
10分の4未満であってはならない。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適
当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委
員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の組
織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例
の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め
る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の
本宮町男女共同参画推進条例(平成18年本宮
町条例第20号)の規定によりなされた手続そ
の他の行為は、この条例の相当規定によりな
された手続その他の行為とみなす。

●本宮市男女共同参画審議会規則

(平成19年4月1日規則第151号)

(趣旨)

第1条 この規則は、本宮市男女共同参画推進条例(平成19年本宮市条例第9号)第26条の規定に基づき、本宮市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年11月6日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

●本宮市男女共同参画推進本部設置要綱
(平成19年4月1日訓令第89号)

(設置)

第1条 本市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、本宮市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する総合的な企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する基本計画の策定及び推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

- 2 本部には、本部長及び副本部長2人を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部の会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の会議において協議する事項その他の男女共同参画の推進に関する事項について協議又は調整を行う。
- 3 幹事会は、市民部長及び別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、市民部長をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の会議を招集し、その議長となる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係課等の職員に対し、会議に出席することを要請することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 本部にワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、男女共同参画の推進に関する事項について、必要な調査、研究等を行う。
- 3 ワーキンググループは、生活環境課長及び本部長が指定する課等の職員をもって構成する。
- 4 ワーキンググループに主任を置き、生活環境課長をもって充てる。
- 5 主任は、ワーキンググループの会議を招集し、その議長となる。
- 6 主任は、必要があると認めるときは、関係課等の職員に対し、会議に出席することを要請することができる。

(庶務)

第7条 本部、幹事会及びワーキンググループの庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年11月6日訓令第30号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年5月19日訓令第19号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月11日訓令第26号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令第5号)

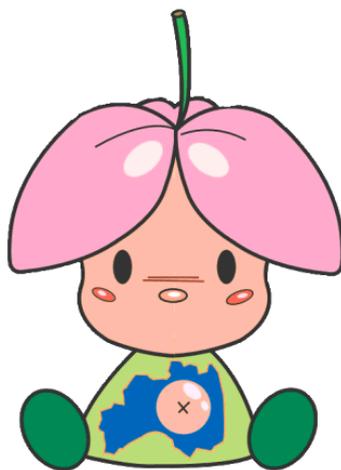
この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

市長
副市長
教育長
総務部長
市長公室長
市民部長
保健福祉部長
産業部長
建設部長
白沢総合支所長
会計管理者
議会事務局長
教育部長

別表第2(第5条関係)

総務部	総務課長
市長公室	政策推進課長 秘書広報課長
市民部	生活環境課長
保健福祉部	高齢福祉課長 子ども福祉課長 保健課長
産業部	商工観光課長 農政課長
教育委員会	幼保学校課長 生涯学習センター長



本宮市イメージキャラクター

まゆみちゃん

本宮市第2次男女共同参画基本計画

令和元年6月

発行 本宮市 市民部 生活環境課

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世 212

TEL : 0243-24-5361 (直通)

FAX : 0243-34-3138
